

令和3年3月12日（金曜日）

（会議第3日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番	澳 本 哲 也	11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	松 田 春 喜
総 務 課 長	宮 川 茂 俊	企画調整室長	西 村 康 浩
情報防災課長	徳 廣 誠 司	住 民 課 長	川 村 一 秋
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	川 村 雅 志
まちづくり課長	金 子 伸	産業推進室長	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	土 居 雄 人
建 設 課 長	森 田 貞 男	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 課 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	橋 田 麻 紀		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あゆみ

令和3年3月第16回黒潮町議会定例会

議事日程第3号

令和3年3月12日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

令和3年3月12日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告を致します。

総務教育常任委員会に付託をしておりました陳情第20号は継続審査となりましたので、議題としないことをご報告致します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

初めに、皆さんにお願いをします。

このところコロナウイルスの感染の広がりもですね、だいぶ収まってきてはおりますけれども、まだまだ誰が感染するか不思議ではないときにあります。前回もそうでしたけれども、一般質問につきまして質問と答弁をなるべく簡潔に、明瞭に、お願いしたいと思います。そうやって時間短縮にご協力をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、澳本哲也君。

10 番（澳本哲也君）

おはようございます。

今年度は何とんでもですね、コロナウイルスから始まり、そしてコロナウイルスで終わる、そんなような年度じゃなかったかと思います。そして特に職員の方々、本当にコロナウイルス、普段の業務もあるのに、この取り組みに本当に心のこもった取り組みをしてくださいました。ほんとに敬意を表します。ありがとうございます。また、来年度もですね、コロナウイルスのワクチン接種という大きな、またことがございます。また大変でしょうけれども皆さんの期待に応えられるように、町民の期待に応えられるようにまた頑張ってもらいたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

早速ですけども、漁業振興について。1問ですけども、質問させていただきます。

本当にコロナウイルス、今年はですね、今年度は漁業を取り巻く環境は本当に年々厳しくなっているのが現状です。漁獲量もほんとに少なくなり、魚価の低迷は何とんでも厳しいものであります。漁業者も一生懸命本当にこういうことについては取り組んでおりますけども、本当に限界があるのではないかと思います。

そして、早速ですけども1問目いきます。

黒潮町の漁種別、漁法別に今までの成果を分析し、これからの課題をどう捉えているか、まず問います。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

おはようございます。

それでは澳本議員の、黒潮町における漁業の成果と課題に関する質問にお答えします。

黒潮町漁業の魚種別、漁法別の代表例として、沿岸漁業から3つほど例示させていただきます。

アカムツを対象とする深海はえ縄につきましては、現在、キログラム単価6,000円前後で取引されています。魚体の小径化および新型コロナウイルス感染症の流行等による需要バランスの変化により、昨年の平均単価と比べ1,000円ほど安い価格で流通しております。

漁業者および漁協関係者からも同様の情報を得ており、漁獲量や漁業者の収入減少となっております。魚体の小径化など資源の動向については不明瞭な部分が多いため、引き続き漁獲状況を注視しつつ、必要であれば水産試験場等々の関係等連携を図りたいと考えております。

モジャコ蓄養に関しましては、安定的な資源確保と中間養殖におけるベコ病が近年発生していることから、その原因検証とその対策を県に求めており、引き続き働き掛けを行ってまいります。

また、同様に新型コロナウイルス感染症の流行に伴い養殖業においても需要バランスが変化し、モジャコ蓄養にも影響が出ていることから、状況を注視し、必要であれば対策を講じたいと考えております。

定置網漁業に関しましては、現在町内で3カ所の稼働があり、令和元年度は581トン、1億1,700万円の水揚げがありました。水産物を町内市場へ安定的に供給することで買受人を町内市場へ引き寄せているものと推測されます。

漁業全般に係る課題ですが、担い手不足、水揚げの減少が顕在化しているため、後継者対策の取り組み、沿岸漁場整備等に関する取り組みを今後とも継続推進し、限られた海洋資源を持続的に活用できるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10番（澳本哲也君）

ありがとうございます。

取りあえずはですね、全般的なことについてちょっと質問させていただきます。

今年度もこの地元の水揚げ促進事業ということで、手数料の2パーセント戻すという取り組みをしてくれております。これはほんとに画期的な、ほんとにいいことながですけども、ただ単に地元水揚げしただけでほんとにいいのかな。ただそれだけで町の取り組みはこれで終わりみたいな感じに、僕、見えるんです。1円でも高く買う。1円でも高く売る。そういうふうな取り組みも、必要があつてこれをやるんじやったら分かります。まずそれをやらないかんがじゃないかなと思います。

実際のところ、漁師が取ってきた魚をもっと付加価値付けたり、そんなふうな取り組みはできなかったかな、いうふうに思うんですけどもどうでしょう。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

澳本議員言われたように、本当に貴重な資源をより高く、また売ることに関しては、ほんとに言われるとおりでと思います。

ほんとに今から資源が非常に少なくなっている状況もありますし、それらの対策についてはやっぱりブランド化とかですね、それから地元のその特徴を生かしてより PR することが大事だと思いますし、今からでもですねその方向性に向けてですね、また対策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

はい、お願いします。

それとですね、もっと地元 PR、今年度は戻りガツオの祭りができませんでした。来年度はぜひともやってもらいたい。そして、それプラスですね、大方の魚祭り、過去やっておりました。そういったイベントも必要ではないかなと思うんです。漁業者の中には、やはり自分たちが取ってきた魚を地元の者に食べてもらいたい、そういった動きもあるんです。実際、こういうような意見がありました。何を食べてもうまい町、こういった取り組みでんかな、いうことを漁師の方から提言がありました。

このことについてちょっと、何か構想がありましたらお答えをお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

確かに、黒潮町ほんとに素材がいっぱいありますし、ほんとに魚も新鮮で、ほんとにおいしいです。これはもう地元の方が一番分かっていると思います。まして、これをまた町外等に PR する上で戻りガツオ祭り等もあります。それらはまたコロナウイルスの影響もかんがみながらですね、ぜひ今年についてはやる方向では検討してまいりたいと思いますが、本当にコロナウイルスの影響というのは日々状況が変わってきております。そのときの状況によって、やっぱり判断せないかんところが起きると思います。

また、新たな PR の祭り。それなどについても、また状況をかんがみながら検討はしていきたいと思いますし、澳本議員の言われるところについてはできる限り検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

それでは、ちょっと細かく質問したいと思います。

同僚の議員も同じような質問を出しておりますが、大まかに、まずカツオマグロ漁船。外国人が本当に救世主のように今働いてくれています。

この外国人の取り組み、今のままでほんとにいいのかな、十分なのかなというのが質問なのですが、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

本年度ですが、外国人実習生の新たな取り組みとしてですね、環境整備として住む所に対するその整備の補助金というもので、50 万を限度に補助金を出す制度を設立して、今回ですね、15 件の事業者がその改善に取り組んでいただいたところです。

ほんとに外国人漁業者の力によってですね、特にカツオ船等が今営業できているのもほんとに外国人の力あってのことだと考えています。その住む環境が15件ですけれども整ったというところは、一つの進展だと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

やっぱり外国人の方々には一人一人にですね、できればこう面接的にじゃないですけども、何が不足と、どういうふうな環境がいいとか、まずそんなところも一人一人の面接もやってもらいたいなと思います。

そして、続きまして底引き網です。過去はですね、許可漁業じゃありませんでした。許可漁業になってからですね、漁法も変わり、竹張りというか、開口板からこう竹張りに変わったんです。

水揚げ自体も減少しております、実際のところ。そして魚種もがらっと変わりました。で、ここながです。まず過去はですね、入野の漁港で22隻出漁してました、毎日。で、佐賀の方も10数杯、多分出てたと思います。それがもういきなり、がくっと減りました。入野なんか今、毎日出てるのが一隻のみ。で、ほんとに佐賀の方も3隻、4隻の実績だと思います。

で、ここながです。開口板で何で駄目なのかな。他県は、瀬戸内海の方は開口板、実際やっているんです。何で高知県は竹張りじゃなきゃ駄目なのか。もう一度、この検証も必要なんじゃないかなと思うんです。

そういった動きをですね、課長、県の方にもどうか要望できないでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

確かに、ほんとに漁法が県だけですね、許可が出てない状況があるようです。まして、そのことによって魚種も変わりました。それから、水揚げ状況も本当に近年減っている状況が伺えます。

県にはですね、ぜひまたその漁法等も改正できるように、我々も陳情なり、また要望なり、一緒に漁業者とともにですね行っていければと検討致したいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

そして、チリメンのパッチ網です。あと5年ぐらいしたらどれくらい減るのかなと思ったらこれ恐ろしい、思うんですけども。今現在、田野浦が2棟、入野が5棟かな6棟かな、それぐらいの出漁ながですけども。

それに加えですね、加工業者の高齢化が本当に進んでいます。2年ぐらい前に、僕この場でその加工業者の高齢化について質問したときに、やっぱり一回皆さんの意見を聞いていろんなことをこれから取り組んでいきたいという回答ありました。

以前、こういうふうな質問をしてからですね、この加工業者との話し合い、面談の場があったのかなかったのか。それはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

加工場との話については、すいません、その点についてちょっと私が今、ちょっと頭にないところがありまして申し訳ないです。

ただ、漁業全般、もうシラスパッチに限らず、高齢化っていうものはもう町の本当の課題の大きい一つです。ほんとに新規就業者等も含めてですね、今いろいろと対策を打っているところはあるんですが、その加工業者についてもほんとに今から継続がほんとに厳しい状況まで高齢化が進んでいるということは把握しております。また、それらについてもまた今後の大きな課題だと思います。その引き継ぎができる体制等についても、できる限りの検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

続いて、アカムツ深海はえ縄漁、ノドグロですね、についてです。

以前から言っていますが、大型の底引き網との関係性、これはもうほんとに深刻なところでございます。今年度、今年入ってからどうも入ってきたようで、昨日の水揚げ、一隻当たり 2 匹です。ほんとに赤字です。それ現状です。この大型船とのかかわり、何か進展はあったかということと、そして何度言ってもですね、大型漁に取られてしまう。資源管理の方の面でもですね、しっかりと県、国に現状を報告し、対策を練っていかないかん、そう思うんですけども。

この取り組みは、あれから進展はあったでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

質問にお答えします。

アカムツの漁獲というのをちょっと調べてみますと、前年比で、今 2 月末の現状で 3 月は含まれませんが、その漁獲高としましては 66 パーセント、去年に比べてやっぱり 30 パーセント以上の減ということになっております。

そのアカムツがどうしても取れないのかっていうことについて、実態がやっぱり明らかになってない部分は非常に多いです。海のことっていうのがその資源のことというのは非常に分かりにくい部分がありますし、今からの調査の課題だと思います。

また、その漁業の死活問題といいますか、その漁業権の問題、それから許可の問題。それについてはちょっと進展としては今のところ、以前話してからはないわけですがけれども、また今後ともですね、県、国等にこの実態を伝えつつですね、また県等と連携しつつ状況をまた訴えて、特に資源確保についてまた要望してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

次、素潜りいきます。昨年の10月、11月、そして12月、大体11月から始まるんですけども、全く出漁しておりません。無理です、無の漁です。もう限界ぞ、という言葉はもう港に行ったら素潜りの方々から聞こえてくるんですけども。

給付金の手続きは早急に指導してもらいたいというのはお願いしたいんですけども、これはどうでしょうか。準備はしっかりとできているでしょうか。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

澳本議員言われたように、今、いわゆる県の施策としてですね、いわゆる商店等ですね、飲食店等の休業要請、時間短縮要請に関連した給付制度が今、県の方で受付けをされております。要するに、商店等が休業したことによってですね、それに関連してそこに卸している方とか、影響を受けた方、これが仮に12月の収入が30パーセント減った方について、県としては法人に40万円限度、個人事業主に20万円限度という施策があります。その施策、当然漁業者にも関連してくることだと思ひまして、漁協の方には全てチラシを漁業者用にということで配ってくれということで今、既に配布しております。漁協の方から漁業者の方には一定チラシを渡しているようです。

また、町の方にもその問い合わせ等も来てますし、実際に受付けも行っておりますし、ぜひですねほんとにもう少ない金額かも知れませんがその制度を受けていただきたいと思いますので、また啓発等もどんどん進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。漁協の職員の方もですね、まだように分かんないというのが実際です。ある程度、その職員の方々の研修などの指導もよろしくお願いします。

そして、素潜りのハマグリの件です。12月末で今年は214キロ、個数でいくと2,545個、これが水揚げされております。すごい小さいです、今年は。でそれを聞いてみますと、潜水業者に、繁殖しようと思ひますと。ここで育てておる。ほんとにうれしいことです。

一度このことについてですね、町が調査してもらいたいと思うんです。で、このハマグリの件についてはですね、ほんとに漁業者にできること、ほんで行政側ができること、こうしっかりとやったらですね、ほんと未来明るいんじゃないかなと思うんですけども。

それと、来年度のナマコの放流もやってくれるということですけども、ナマコもなかなか育ちがいいということで報告受けております。ナマコもですね、これももっともっと、500キロでしたかね、来年やるん

ですけども。実際のところ、もうナマコも漁業権の中に入られたということを聞きました。ほかでは取れないというのが現実になってくると思うんです。もっとですね、500 キロではなしに数量をもっと多く、これから放流をしてもらいたい。

そして、このハマグリもですねせっかくこういうふう繁殖をしているんだから、根を絶やさずにしっかり保護をし、また追加で放流事業ができないか。

それどうでしょうか、土居課長。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

まず、ハマグリのことについてお答えします。

ハマグリのちょっと特徴です、調べてみますと、繁殖についてです。ハマグリというのはある面、その地場で育ったハマグリでそこでどんどん繁殖しているのかなといえ、ちょっと違うようで。もともとそのハマグリから放出されたその卵といえますか、それは漂流していくものでして。いったんその地場で出た卵いうものはずうっと漂流して流れて、まあ仮に他県に行って、そこに落ちた所でまた繁殖する。そういう特徴があるわけで。落ちた所がたまたま入野なら入野で、育ったものが入野に落ちればそこでは繁殖するんですけど、割とそういうのが少ないようで。まあ強いて言えば、うちでそのハマグリがいっぱい卵が出たとしても、ある面、他県に飛んでそこで繁殖する。まして、他県からも飛んでくるし。その状況によっては、この入野だけで考えることっていうのがちょっと難しくて、むしろ県全体とか、ほかの浜からも含めて放流することによってですね、全体でそのハマグリが繁殖する。そういうような状況があるもので、ぜひまた県とかにも要望しつつですね、もう全体で考えて放流していくことが、いわゆるハマグリの繁殖につながるんじゃないかと考えております。

また、ナマコです。ナマコについてはほんとに放流実態として、今、その個体がほんとにこの入野で育っております。ただ、今言うようにこの流通して、それが一つの産業として起こる程度のものではない、やっぱり量が少ないということです。今のところ検証として行っている部分もありますが、年に一回ですね検体を試験採取してその実態を調査したり、海に潜ってその生息状況の写真を撮ったりとかですね、調査はしているところですが、個体数としてはまだ流通に乗らない程度のもんですけれどもまだしっかり育っているということが分かっていますので、今からまた放流の数などについても増やす方向でも検討してみたいと考えています。

以上です。

議長（小橋和彦君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしくお願いします。

そして、モジャコいきます。モジャコはですね、今本当にこのモジャコは若手の漁師まで新規参入をしてですね、元気があるといって過言ではありません。ほんでこれを、この事業、この漁法を育てれば、本当に入野、大方の、黒潮町の漁業は明るいものになってくるんじゃないかと、僕は思っております。で、このモジャコです、かなり沖まで出るんです。リマ海域といわれる遠くまで実際出ているんですけども、漁師からこういう意見が出ました。大方の漁師だけではなく、他の県所属の漁船の漁師とも一緒に操業をする。そのときの率直な感想は、同じモジャコ漁で何でこんなに装備に差があるんだろうか。船、魚探、

冷蔵冷凍設備、何を取っても機能品質は確別に上である。モジャコではリマの漁業補助金は資格はないと思っていたが、実際、対象魚種となったと聞いた。同じ漁師を差別しようように、平等に扱ってもらいたい。

また、リマの補助金獲得資格はリマでの操業が条件になることを承知しています。しかし、子どもや孫に資格が継承されることの合理的意味が分かりません。今現在リマで懸命に操業している漁師を、ぜひ補助金の対象に加えていただきたい。GPSなどで操業日数や漁獲量は客観的に分かると思う。新規参入を認めていただきたい。水産庁にしっかりとこの現実を話し、防衛庁の方に陳情をしてもらいたいというのが意見です。

このことについて、土居課長もこのことは耳にしていると思います。ぜひともですね、この運動をやっていただきたい。どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

澳本議員言われたように、リマ海域等に操業しつつも、今の現状でリマの恩恵を受けている漁業者からはこのモジャコ漁の関係は外れているのが現状です。

今、県漁協等とも協議をしたところがあります。県漁協もその部分については、その防衛庁等も含めて協議、それから陳情をしているところでございます。その部分にはまた町も加担、一緒にですね取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）。

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、これは強く要望したいと思います。

そして、モジャコの環境問題です。もう何年もかけてですね、今、入野の蓄養場には海底の環境改善ということで、3年、4年かね、もっとですかね、5年ぐらいかけてその改善剤をまいたという実績もあります。本当に今、きれいな海になっております。海底になっております。

そこを、もし上流で汚染物質が出た場合、何にも今までやったことがゼロになる。マイナスになるんです。できればですね年に数回、その水質検査。横浜も一隻出ております。蛸瀬川と伊与木川の水質検査を年に数回できないだろうか。その予算取りができないだろうか。

どうでしょうか、土居課長。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

質問にお答えします。

水質検査についてです。今、専門機関等にもちょっと問い合わせたところがあります。今、蛸瀬川等で検体を採取する際に、広い蛸瀬川のほととの検体っていうのが一部となり、その効果ということに関して出るか出ないかといえ、どっちかといえ、出ない方向が多いのがちょっと関係機関の調べた結果でした。

ただですね、方法としては港内で実施するなりですね、いわゆるその港内の水質環境を、以前も PCR 検査等も含めてベコ病の調査とかそういうものも行って、今年度も実施するようにはなってます。県を主体に行うわけですが、そういうような検査の下にですね、いわゆるその蓄養している海面の調査という観点では行えると思いますが、ただその河川となればその河川の状況、仮にですねその水質の状況が悪いと出たらですね、ただその原因たるものがどこにあるのか。上流にあるのか、ましては下流にあるのか、広い川の中で限定が非常にしにくいところがあります。

それらの効果というものについて再度、もう一回検証してですね、効果があるということであればですね、ぜひまたそこについても検討して前向きに行いたいとは思いますが、その分を調査したいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）。

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

それほど効果があるのであれば、ほんとにやってもらいたい。そのことをやっぱり漁業者にやっぱり伝えていくということが一番大事と思うんです。

実際のところ、僕が何でこんなこと言うかということ、やっぱり漁業者からぜひやってくれと。実際その悪かったりがの数字をちゃんと残しちよってくれということは、よく言われるんです。

そして、もしその上流に悪い環境物質がある場合、しっかりとその監視体制、町はしっかりこれから監視体制ができるのかできないのか。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

言われたように、監視という観点でですね、水質が安全で、出なくて安全ということを担保するという上では、その点では有効だと考えます。その点についても含めて検討はしてまいりたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）。

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともですね、漁業者と一度また話し合いの場を持ってですねこの説明をしてもらいたいと思います。

そして最後に、この 1 番目のですけども、今年もですね、新しい漁業への挑戦ということで補助金も組んでくれております。実際来年度は、サメの肉でペット用のジャーキーですかね、ジャーキーを作るということで申請はしとるということですけども、本当にまたこういうような新しい漁業への取り組み、挑戦というのが必要になってくると思うんです。

また、新しい漁法への取り組みも必要になってくると思うんです。そしてまた特に入野の場合、若い者では 20 代、30 代の漁師が育っております。そこで、新しい漁業への挑戦じゃないけどもそういった取り組み。ただ単に漁業者からの申請ではなくて、行政側がこういう漁業がありますよ、こういう漁法がありますよ、そういった提言も必要になってくると思うんです。

どうでしょう、土居課長、そういうような取り組みは。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

今回、言われたように次年度にこの挑戦事業として意見の申し出があったところです。言われたようにサメを捕獲してですね、それをペットの餌にしようという、ほんとに画期的な取り組みだと思いますし、ぜひこれが産業化されてですね、大きく広がればええと思いますし、それに対しては町も協力してまいりたいと思いますし。

また新たな施策、ましてはいろいろな他県の成功例なんかも含めてですね、漁業者への提案なども行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）。

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともよろしくお願いします。

2 番にいきます。

農業に比べてですね、漁業者の後継者はほんとに少ない。何でかなと思ったら、やっぱり危険な職業だからだと思うんです。そして見えないものを取る、この難しさ。だから漁業者の後継者ははるかに農業に比べて少ないと思うんです。そして、歌にもあるように板子一枚命を懸けてじゃないけれども、命を懸けて漁業に仕事に、取り組まなければならない、そういった問題があると思うんです。

そこで、この後継者をどう育てていくかということながです。以前僕はですね、このことについても質問しました。農業とラッキョウと漁業での、兼業での後継者の育成はできないかということで質問したら、検討しますというような回答をいただきました。ラッキョウだけではなく、今黒砂糖の方もやっております。そういった兼業でも、漁業、農業、両方を担える後継者の育成というものを、これからまた考えていかなければならないんじゃないかなと。黒潮町の場合ですよ。他市町村じゃなしに黒潮町の場合、こういった後継者でもいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは澳本議員の、漁業後継者の育成に関する質問にお答えさせていただきます。

黒潮町では、平成 29 年度から令和 2 年度までの間において 4 名が独立型の漁業研修を修了しています。佐賀地区においては、高知県漁業就業支援センター事業を活用し、1 名が令和 3 年 3 月末までの予定で研修を受けているところであります。既に研修が修了した方につきましては、独立および共同で漁業者として活躍しているところであります。また、令和 3 年度においては佐賀地区 1 名、入野地区でも 1 名の、合計 2 名の新たな受け入れをする予定となっております。

一方、雇用型の短期漁業研修生は平成 29 年度、30 年度、共に 3 名の方が定置網において研修を受けており、引き続きそれぞれの定置網漁業で就業されているほか、令和 3 年度においては新規研修生 1 名の受け入れを予定しております。

漁業における新規就業者受け入れ体制としましては、農業と比較して指導者や事業者が不足している面があります。希望者から相談があっても受け入れができない場合があります、町と致しましては高知県漁業就業者支援センターや高知県漁協地元漁業者と連携し、受け入れ体制の充実、後継者の確保育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

そこで課長、さっき言ったように農業との兼業はどうでしょう。頭はないでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答えします。

漁業と農業、兼業ということで捉えると、今やっぱり担当が違うところが若干あります。そこで、その漁業でのその研修制度、それから農業での研修制度、それらをやっぱり総合的に改正していかないかん部分があるかと思います。

今の段階では、やっぱり漁業研修生ということであれば仮に漁業のそのノウハウによってその漁業者の育成ということで、その今の支援制度というのがなっているところがありますので、その2つを織り交ぜた形では今のところできないような形にはなっていますが、以後そこをどういう形か改正してですね、また提案をして、またそういう施策が必要があるということであればその部分も検討する余地があるかと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）。

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

確かにですね、増えてくると思うんです、このやったら。

それと、まち・ひと・しごとの関係じゃないですけども、企画調整室長、ちょっと聞きたいです。こういうのをやったらですね、多分、また若い者がもんで来るかもしれません。実際のところ、これ検討してもらいたいんですが、どうでしょう。人口のその減少の関係で考えて。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

澳本議員の再質問にお答え致します。

先ほどのご提案ですけれども、やはり移住も含め今後、就業モデルというものをしっかりとつくっていく必要があるというふうに考えております。やはり漁業単品、それから農業だけでは難しい部分もあるかと思います。また、特によそから来た方、技術もまだまだ未熟な方等につきましては、複合的なモデルが必要ではないかというふうにも考えます。

今後、就労モデルを含めまして全町挙げてですね、戦略の中でまた後継者育成につきましては考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

よろしく、期待しておりますのでよろしくお願いします。

そして土居課長、ちょっと最後にですね、1 問ぜひともやってもらいたいことがあるんです。

お願いじゃないですけども、一度ですねこの質問、山崎議員が一度過去に質問したんですけども、廃船処理の補助金の関係です。今これほんとにね、問題なんです。もう年を食うて、もう船を処理したいけれどもなかなか、一隻当たり 5 トンクラスで 50 万ぐらい要るそうです。それをちょっとでもどうにかならんかよいうことで相談を受けてますけども、もう一度この補助金の検討をしてもらいたい。

どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

質問にお答えします。

確かに今、廃船の状況も含めて非常に問題となっておりますし、漁業管理の上でも一つの重大な問題です。

以前、その廃船の処理に伴う補助金について検討したけれども実質できなかったという案件がありました。ぜひですねまたその要望等も含めて、また実態調査をするとともにですね、その重大性を認識してまた補助制度については検討させていただきたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

澳本君。

10 番（澳本哲也君）

ぜひともお願いします。

まだまだこれからですね、コロナの関係でほんとにまだ漁業、一次産業は厳しい年になると、年度になると思うんですけども、また町民と一丸となって行政と自分たちも一生懸命頑張りたいと思います。どうかよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（小松孝年君）

これで、澳本哲也君の一般質問を終わります。

次の質問者、濱村美香君。

7 番（濱村美香君）

おはようございます。

通告書に基づき、本日は、3 つの項目について質問をさせていただきます。

昨年 1 月に、国内で初めて、新型コロナウイルスの感染が報告されて 1 年余りになりました。

今年 2 月に入り、新型コロナウイルスワクチンの先行接種が県内医療機関でも実施され、現在は、医療関係者を中心に優先接種が取り進められているところであります。

11 日現在では、ワクチン接種後の副反応の報告が、国内では 37 例挙がっているとありました。また、

いつになれば接種が始まるのかなど、私たち住民も不安や心配が募る毎日です。

そこで、1つ目、新型コロナウイルスワクチンについて質問致します。

カッコ1、現段階での準備はどこまで進んでいるのか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは濱村議員の、1、新型コロナワクチンについてのカッコ1のご質問にお答え致します。

町としましては、これまでは、必要物品の購入やワクチン接種に係る接種券の準備を進めてまいりました。

ワクチン接種につきましては、当初、インフルエンザ等の予防接種と同様に、医療機関での個別接種の対応を考えておりましたが、接種当初に各市町村に届くワクチンは、マイナス75度前後で管理が必要となるファイザー社製のワクチンとなっております。

そのため、市町村をまたがったワクチンの管理が難しいことから、集団接種での対応を中心に、現在準備を進めていてるところでございます。

今現在は、医療センターの医師や幡多医師会に文書にて協力依頼をするにとどまっております、今後は、ワクチンの配分状況を確認しながら、また、県に町ができることを確認しながら、具体的な日程案を作成の上、調整に入る予定でございます。

基本的には、集団接種を中心に接種できる体制を考えておりますが、黒潮町内の医療機関がかかりつけの医療機関の場合は、個別接種にて接種が可能です。その場合の方法につきましては詳細を確認中でございますので、住民の皆さまには別途お知らせをさせていただく予定でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

今の答弁の中に、かかりつけ医が町内にある場合は個別接種が可能ということでした。それは理解ができました。

黒潮町内にはちょっと医療機関が少ないことから、他の市町村でのかかりつけ医、医療機関に通院している方もいると思われます。そこで接種を希望する方等もあるかもしれませんが、そういう方への接種については、どのようになっていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

議員に言われますとおり、町外にかかりつけ医がいる住民の皆さん、大変多くございます。

けれども、先ほども答弁の中で述べさせてもらったとおり、ワクチンを他市町村への持ち出しということが、今現在は確認が取れておりません。そのため、今後も県の方に確認を急いでおりますけれども、今後も情報収集に努め、県に確認しながら調整をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

他の市町村へのかかりつけがある場合に、そのかかりつけ医の方が、その身体の状態等把握をしてくださっていて、安心できるという声はやはり挙がっています。

今後も高知県の方に、しっかりと確認をしていただいて、できればかかりつけ医で接種ができる方向でよろしくお願いをしたいと思います。

続けて、ちょっとまた尋ねたいんですけども、集団接種という方法をとるということでしたが、具体的にその会場の候補とか、その場所の検討、調整、そのようなことは進んでいますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

集団接種の会場につきましては、町内4カ所を予定しております。

今のところ、ふるさと総合センター、それから青少年の家、総合センター、あと、すいません、こぶしですね。申し訳ありません。その4カ所を予定しておりますけれども、これもちょっとまだ不確定な情報となっております。今のところの予定ということでお願い致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

現在、4カ所を想定して検討中、準備を進めてくださっているということですが。

町内4カ所というのは、中心部にある場合もありますし、少し地区から離れている所にもあると思うんですが、そこへの移送手段等の確保についてはどのように検討をされていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

住民の皆さまがお住いの所から接種会場までは、遠い場所がございます。従いまして、バス等により移送できるような方法を検討中でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

移送手段があれば、少しでも多くの方が集団接種の利用ができると思います。

それから、高齢者については集団接種ではなくて個別接種でという情報が、他の市町村や国の情報からありますが、黒潮町もその方向でいく予定でしょうか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

再質問にお答え致します。

黒潮町の場合には、議員最初に言われましたとおりですね、医療機関が限られております。従いまして、町内の医療機関にかかりつけ医がある場合には、かかりつけ医でお願いをしたいと思いますけれども、多くの皆さんにつきましては集団接種にてお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

今のところの予定、分かりました。

それから、接種の順番というものが大まか、国の方では示されていると思いますが、黒潮町の方での接種の順番というものが、検討して決定しているものがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

黒潮町の接種の順位と致しましても、国が記す接種の順位と同じで接種を行いたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

それでは、県や国の接種の順番に従っていくということで理解ができました。

一つ心配するところなんですけれども、集団接種の場合特にそうなんですけれども、認知症がある場合は、場所や日時の理解、それから2度目の接種のタイミング、そういうものが難しく、理解ができない、記憶ができないということもあります。なかなか管理が難しくなってきます。そのようなときに、フォローしていく体制というものがあのかどうか気になっています。

そのような体制は今後検討していただけますでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

先日の介護支援専門員の会の中です、その、今要介護認定を持たれている皆さんに対しての接種の支援をお願いをしたいということで、説明をさせていただいております。

また、さまざまに、予診票の記載等も含めてですね、支援の必要な方がおられることは承知をしております。その方につきましては、関係の皆さんそれぞれが支援をしながら、接種を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ケアマネさんの対応により、支援を受けている方については安心をすることができます。

ただ、そのようにサービスを利用していない方や、要支援の認定を受けずに在宅で生活されている方については、なかなか把握や支援が行き届かないという心配がありますので、今後、そういう細かなところについても関係機関等と協議しながら、希望される方にはしっかりと接種が行き届くように、正しく行き届くように、検討をよろしくお願い致します。

続いて、カッコ2の質問に入ります。

現在県内では、介護施設内で感染が報告をされています。医療機関と同じように、介護現場では日々、警戒態勢を取りながらの毎日で、職員さんの苦労は私たちが想像する以上のものだと考えています。

そこで、2つ目の質問、カッコ2、町内には複数の医療機関と介護施設があります。その職員への優先接種の準備は進んでいるか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、濱村議員ご質問の1、新型コロナワクチンについてのカッコ2についてお答え致します。

医療機関の接種につきましては、高知県が進めております。

高齢者施設等の入所者と介護職員等従事者につきましては、3月4日に施設等を対象として接種体制の説明会を実施致しました。

施設等の入所者と同時に接種を希望する従事者には、国が指示する順番ではなく、別に予診票を発行できるため、優先接種予定者リストを施設側から町に提出していただくよう、対象の施設に依頼を致しました。

今後は、対象者の名簿を取りまとめ、優先的に接種できるようにしてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

経営母体が医療機関である場合は、そこと連携を図りながらそのような進捗（しんちょく）というか、進めていくことができると思うんですけども、単体の介護サービス事業所やそういう所は、なかなか判断が難しかったりとか、協力が得られにくかったりということがあられるかもしれません。

その事業所や医療機関に対しての、その相談や進捗（しんちょく）についてのアドバイスをいただける担当課といいますか、担当は保健師さんになっているのでしょうか。地区担当の保健師さんになっているのか。それとも、このコロナワクチン接種に関する担当者がいるのか。

そこを教えてください。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、再質問にお答え致します。

それぞれの居宅の介護サービス事業所等につきましては、一般の接種の順番と同様となっております。今回の医療従事者等に含まれるところは、医科、歯科、薬局、訪問看護等の医療従事者と、それから自衛隊とか海上保安庁職員、消防署職員、それから、実際に新型コロナウイルスの患者さんに対応をされてお

られる県の保健師等、国から提示されている方たちとなっております。

また併せて、高齢者施設につきましては指定がありまして、先ほど言わせてもらったとおりですね、居宅のサービスにつきましては一般と同じということになっておりますので、そこは施設の方が十分理解をしてくださっております。で、今回の説明会につきましても、対象の施設の方たちが参加をしてくださっているということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

すみません。私の質問の仕方がちょっと悪かったかと思うんですけども。

その役場の中での担当部署といいますか、そういうことが分かればということでした。すみません。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

申し訳ありません。答弁漏れがありました。

役場の担当部署につきましては、保健衛生係の接種担当ということになります。

お願いします。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

それでは、その衛生係の接種担当の保健師さんが各事業所と連絡を取り合いながら接種を進めていくというの理解ができました。ありがとうございました。

カッコ3、3つ目の、町として、ワクチン接種の目的をどのように掲げているか問います。

なぜこのような質問をしたかといいますと、接種は強制ではありません。打つべきか、打たぬべきか、生活の中で対策できる状況であれば様子を見るべきかと、大変悩むところでもあります。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、濱村議員ご質問の、1、新型コロナワクチンについてのカッコ3についてお答え致します。

町としましては、国が掲げる目的である、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることを目的と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

強制ではないということで、接種率がどうのとか、接種率が低いからどうこうということはないという判断でよいのかと思います。

私の娘も先行接種対象の施設において従事していて、既に1回目の接種を終えています。で、接種をしたときには痛みもなく、その日も通常に仕事はできたようですが、先行接種をした先輩の方から筋肉痛があるということは聞いていたそうなのですが、やはりその翌日には筋肉痛で目が覚めたということで、言っていました。

やはり、何らかのその体に影響があることは確か、ない人もいるかもしれませんが、先ほど、最初の方に言ったように37例、アレルギー反応等が起こったということもある中で、やはり、親としても、心配をしていました。次の日も電話をして、無事だろうかとかいろいろ。まだ事例のないことを行っていくことへの不安って、世の中の情報の中には、数年先にこのような結果が出るのではないかと、そのような心配な情報も飛び交っております。

その接種するべきか、接種しない方がいいのかとか、悩んだときの相談窓口も、やはりさっき言ってくださった接種担当の保健衛生係ということになるでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

再質問にお答え致します。

国の方が先日、相談の窓口の方を開設をしておりますが、町の方にお問い合わせいただいてももちろん構いませんので、お気軽にお問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

悩んだときに相談できる窓口があるということはとても安心なことだと思います。強制ではないけれども、接種をやったりするしない、一人一人が真剣に考えている時期だと思いますので、また今後もそういった相談支援の方、よろしくお願い致します。

接種はあくまでも強制ではなくて、本人の同意の下で行われるという認識で良いかと思います。

しかし、その強制ではない新型コロナのワクチン接種ですけども、今世の中には、ワクチン接種済という、こんな缶バッジなんかも販売されています。周囲への安心感を与える目的であると思いますが、反対に接種できない方への圧力になるのではないかと懸念もあります。

そこでカッコ4の質問ですけども、接種したくても接種できない状況にある人や、接種を希望しない人への人権的配慮についてはどのように考えているか問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、濱村議員ご質問の1、新型コロナワクチンについてのカッコ4についてお答え致します。

接種を希望しても、アレルギー等のため医師から接種できないと判断される方、また、さまざまな理由で接種できない方はおられるかと思います。

町としましては、今のところ、新型コロナウイルス感染症に立ち向かうための手段としましては、感染症対策以外にはこのワクチン接種のほかに方法がございませんので、接種できる状態の方については、接種へのご協力をお願いしたいと考えております。

しかし、この接種は、先ほど議員言われましたとおり任意接種ですので、ワクチン接種をしなかったからといって、責められるものでもありません。それぞれ個人がしっかりと考え、接種の有無についてもご決断いただければと思います。

ワクチンを接種した方についても感染の可能性がございます。従いまして、接種した方も、しなかった方も、引き続き感染症対策をしっかりといただき、生活の中に新しい生活様式を根付かせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ある調査の中では、コロナ感染は自己責任、自業自得と思うのかという問いに、アメリカでは1パーセント、イギリスでは1.5パーセント、日本では11.5パーセント、そう思うと回答しているという情報がありました。この意識の差が差別を生み、心ない言葉で人を傷つける結果をもたらしているのではないかと思います。

気を付けていても感染することがあるし、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない新型コロナウイルスについての正しい認識と理解が、これから必要と思われます。ましてや、副反応があるために接種できない方や接種に踏み切れない方たちが感染した場合の擁護については、丁寧に考えていく必要があると思います。

それに関して、人権啓発の担当もあると思うんですが、保健衛生とともに別の方向から、別と言うたらおかしいですけど、他の方向からもそのようにこう人権的配慮だとか啓発がしていかれるべきだと思うんですが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは濱村議員の、人権への配慮についてお答えをさせていただきます。

先ほどから議員言われておりますとおり、受けたくても受けられなかった方、また、身体的理由も含めましてね、受けられなかった方に対する人権配慮必要なことは十分、町としても理解をしているところであります。

ワクチン接種は義務ではなく任意だということなので、相当数の方が受けないことも予想されます。町はですね、約7割程度ではないかと試算をしているところです。

町は、このコロナであたふたしない町を目指しております。このことは、感染者や家族、濃厚接触者だけに限ったものではなくてですね、先ほど言われておりますとおり、受けたくても受けられなかった方等も含んでおります。

具体には、ワクチン接種が始まる4月以降、町の広報やホームページ、放送等の戸別端末機等々で周知をしていきたいと考えております。

一日も早くコロナが収束するために、そのためには人権に対する配慮も当然行いながら施策を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

やはり担当の保健衛生係以外でも、各方面からのそういう人権的配慮、人権擁護については取り組んでいくという必要があると思います。

また後でもそのようなことが出てきますので、これで 1、新型コロナワクチンについての質問は終わります。

次に 2 つ目、コロナ関連救済支援について質問致します。

高知県で新型コロナ感染症の報告がされて 1 年以上が経過したことは、先ほども申しました。その間、感染予防に関してはさまざまな経済支援策を打って、感染拡大を阻止してきました。その成果はとてもし大きかったと考えます。しかし、今後は、ワクチン接種の普及も進むことで次の段階へと変化していくと考えられます。

カッコ 1、現在、感染者や濃厚接触者に対しての救済支援にはどのようなものがありますか。

問います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、濱村議員ご質問の 2、コロナ関連救済支援についてのカッコ 1 についてお答え致します。

町では、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された方、または、感染者と接触のあった方のうち自主的に自宅待機をされている方で、外出等にも不安を感じ日用品の購入に困っている方には、生活必需品セットの支給を行っております。

生活必需品セットの支給につきましては、保健師が当初から申請者と関わることにより、生活必需品の支給による食の保障はもちろんのこと、濃厚接触者となった方に寄り添い、不安の解消や孤立感からの解消など、生活の制限が解除された後も引き続いて支援させていただける関係を築くことを目的としております。

この救済支援の利用につきましては申請者の意思を尊重しておりますので、安心してご連絡をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

生活必需品セットの支給については、3 月の広報の折り込み資料で、このような写真付きでしっかりと広報いただきました。これによって、生活必需品の支援があるんだということが理解ができた方がたくさんいたと思います。

昨年の 3 月以降、自宅待機を余儀なくされている方への支援をお願いしてきたところであり、新たに支援ができたことはとてもありがたいと思っております。これからも、支援があること自体を知らない住民の方へのまた周知等、継続でお願いをしたいところです。

この中で一つ、対象者のところで、入院された方は対象外というふうにあります。私は、退院後の療養期間中は、自力で生活用品をやはり確保しないといけないのかというふうに、ちょっと読み取ってしまいました。療養中や退院後の自宅待機中、差別的な発言や心ない言葉で傷つき、買い物にも行くのも怖か

ったという声も聞いています。また、その買い物する姿を見て、早から買い物に出ている、と言われ傷ついたということも、町内外で聞きます。やはり人が怖くなった。本当にインフルエンザのような一つの感染症にもかかわらず、人が怖くなるということは、よほどの圧力というか重圧感があるのだということを実感しました。体験した人ではないと分からないつらさもきっとあると思います。

この、入院された方は対象外、その後の生活についてはどのように対応していただけるのか聞きます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

再質問にお答え致します。

濱村議員言われますとおり、退院をした後の部分については、私たちの方が抜かっていた視点だったかと、今思っております。

今、この対象者の中ですけれども、対象者は、濃厚接触者、それから濃厚接触者の定義には該当しない接触者が自主的に待機をしたとき、それから、濃厚接触者の家族が自主的に自宅待機をするときとしておりますが、この中に少し読み取れる部分があるのではないかというふうに考えております。そこは、また持ち帰って検討をさせていただきたいと思います。

この入院された方は対象外という表現ですけれども、これは、入院されている期間は、病院の方で治療を受けている。食については、その部分は保証されているということで、ここに入院された方は対象外というふうに表現をさせてもらっていることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

入院されている期間は対象外ということで、もしよければ、その入院期間を経て、退院した後の生活についてもし支障があれば要相談、ということで受け付けていただければとてもありがたいかと思います。

陽性になった場合でも、県の方が対応しますということをきっぱり言われると思うんですけれども、県の対応が十分だったという話はあまり聞きません。私も多数の方と話したわけではないですけど、県の対応は不十分だったということもあります。そんなときに、町として何らかの支援があればというふうに思いました。町というか、各市町村それぞれにフォローできる体制があればいいのになというふうに思ったことでした。町外にもやはり、陽性になって困っていた方もいました。そういう声を聞きながら、今回のことを考えました。

それで続けて質問ですけれども、こういう生活必需品のセットについては理解ができました。その他、経済的支援について、県や町に問い合わせをしても準備がありませんとの返答でした。

唯一、陽性と診断、または疑われる方が就労できなかった場合は、国民健康保険より、働けなかった期間、傷病手当金として支給されること、厚生年金も同じかと思われますが、本人が陽性と診断された場合は傷病手当金として支給される。そのことは分かりました。このことの住民に対して十分な広報はできていないのではないかというふうに思いました。

経済的支援について、何か救済支援があれば教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

再質問にお答え致します。

傷病手当、国民健康保険とですね、それから後期高齢者医療保険の方の傷病手当についてはですね、住民への方への周知ということで、新型コロナ対策支援一覧表としてチラシを全戸配布をした部分と、それから町の広報へ載せている分と、それから、黒潮町ホームページの方にも掲載しておりますので、また見ていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

各種の方法で、いろいろ広報は一律で行ってくださっているということは分かりました。

しかし、住民の皆さんの中には、ホームページを都度都度確認しながら、どれだけ生活されているか、広報も一軒に1セットというところで、どれだけ家族全体に周知できているだろうかとか、いろんなことを考えます。

一番は、申告制であるために、本人が困ったらまず相談をするということが原則だと思いますが、そういう関係性を構築して、やはり支援に結びつくように体制を整えていただきたいというふうに思います。

創設していますよ、こういう制度がありますよと言っておいても、利用されなかったら創設した意味がないと思います。せっかく良い救済支援があるのに結びつかない、それが一番住民サービスの低下につながると思います。

助けてくださいと頼りにされる行政であってほしいなというふうに願います。

ほかには、救済支援というのはやはりないということでしょうか。経済的支援です。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 10 時 22 分

再 開 10 時 23 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

濱村君。

7 番（濱村美香君）

すみません。少し言葉が足りませんでした。

カッコ1の質問にそのまま沿う形にはなりますが、感染者や濃厚接触者に対しての救済支援は、経済的な支援の面についてなんですけれども、その国民健康保険から感染者にある以外は、特に濃厚接触者に対しての経済的支援はないかということを聞きたいと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

例えば、事業者の方が感染されて、そして、そこで従事されている方というふうな例だと思いますけれども。町で作っている制度の中では、残念ながらそういう制度はできてませんけれど、いろんな状況がある

と思いますので、個別に町の方に相談していただければですね、それなりの対応をするか、あるいは、そういう制度必要であれば検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

自宅待機を余儀なくされて休業してしまう場合等、やはりあると思われます。そういうときに一番困るのが、やっぱり経済的な面だと思います。決まって休んでもお給料がある方もいれば、休むとたちまち日々の生活資金がなくなるという方もいますので、そういう方についていろいろ考えていきたいなというふうに思うんですけども。

カッコ 2 の質問に移ります。

昨年創設された新型コロナ基金について、12 月議会ではまだ検討されていないとの答弁でしたが、その後、カッコ 2 の質問です。新型コロナ基金の活用について、具体的にその検討がなされているか問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは濱村議員のご質問の、基金の活用につきましてお答えを致します。

現時点で、一般の方々からの寄附を含めまして、自治労、黒潮町職員労働組合、ならびに、町長を除きまして執行機関会議のメンバーからの分を合わせまして、約 360 万円を積み立てる予定としております。

また、議員の皆さまの報酬カット分、そして、特別職 3 人の給与カット分につきましても活用をさせていただきたいというふうに思っております。

これまで予算化をしましてまいりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業が、令和 2 年度と 3 年度、合計で約 6 億 6,000 万円となっております。国からの交付金の配分額は 5 億 9,000 万円ほどとなっております、その差額約 7,000 万円は一般財源を充当することとしております。

決算時には、精査によりましてかなり縮小されるものというふうに想定はしておりますが、この一般財源分に基金の活用を行うことと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

先ほど、陽性者には傷病手当金が支給されるケースがあると言いましたが、これからもさまざまなケースが想定されると思います。濃厚接触者として自宅待機を余儀なくされた場合は、手当がない場合もあります。事業所が休業補償できない場合、自営業ならばなおのこと、生活自体が厳しい状況にあることは想像ができます。

このような場合に、その国の支援が行き届かないこのようなケース。そこに、この基金からの救済は考えられないのでしょうか。

問います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

先ほども申しましたように、一般財源的にはもう 7,000 万円ほどのオーバーということになっておりまして、その一般財源分に充当するとその基金分はなくなるということに、計算上はなってしまいます。

3 年度もですね、それぞれまた新たな制度等も必要があれば検討しなくてはならないと思いますので、そこは決算時にもしも交付金が余剰ができるようなことになればですね、その交付金をまた充てる新制度。そして、また足りない場合はですね、基金を充てることも検討はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

その一般財源分の 7,000 万円に充当していくという考え方もすごく分かるんですけども、国の支援等を見てみても、やはり個人事業主や小規模事業所に該当するような給付や補助金はごくわずかです。ほとんどないに等しいということが今回分かりました。

そういう国や県の制度に基づいた支援給付が行き届かない、そのようなケースに対していち早く対応できるようにしてもらえたらというふうに思うんです。それを活用できるのがこの新型コロナ基金なのかというふうに、ちょっとこう都合のいい解釈をしていた自分がありますが。

やっぱり私たち議員の方も、去年 6 月から毎月 1 割の議員報酬削減で、コロナ対策に活用していただくよう取り組んでまいりました。約 1 年間で 260 万円に上ると思います。寄附行為はできないということなので使途の指定はできませんが、やはりいち早く、思い描く想像力と作り上げる想像力を持って救済支援に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それについてはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

コロナの感染が発令してですね、休業による支援を黒潮町がほかよりも早く始めたときにもですね、そのときの町長も言っておられましたけども、町の財源をつぎ込んででもやるというふうなことも言っておりました。

実際に、今、交付金以外に 7,000 万円の分が不足をしているという状態ですので、その分にこの基金なり一般財源を充てるという現実になっております。

交付金が丸々使えれば、それで終わればいいんですけども、それ以上のものが現在も発生しておりますので、そこに基金を今充当する状況ですので、これからの新しい対策についても一般財源を充てていくという状況になろうかと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

実際に生活が困窮している人は、ほんとに何も言えずに黙っているケースが多いと思います。そこに私

たちがどれだけ気付いていち早く対応していけるか、本人からの話を聞けば、その必要性が分かると思います。やはりそこにどれだけ寄り添えるかということが、これからの行政の課題かと思われます。

3つ目の質問に移ります。

県内でも感染者や濃厚接触者に対して差別的な発言や行動があったと、少なからず聞こえてきました。人権擁護の観点から、どのように啓発を行っていくか問います。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは濱村議員の、コロナ関連救済支援についての3番、人権擁護についてお答えをさせていただきます。なお、今月2日の議員全員協議会において、私が報告した内容と重複する部分が多いですけれども、ご容赦いただきたいと思います。

黒潮町におきましては、幡多管内でコロナ感染者が発生した昨年の3月以降、感染者を特定しようとして、その方の住む地域を排除しようとする動きがみられたことは、誠に残念な限りでありました。

町と致しましては、昨年の広報5月号において、国や県、町が提供している正しい情報に基づく行動をお願いするための記事を掲載するとともに、町のホームページにおいても、感染者やその家族、濃厚接触者や医療従事者に対する差別や偏見をしないための記事をアップ致しました。現在もその内容はホームページ上にアップされておりまして、数回の更新を行いながら、現在に至っております。

そんな状況の下ですね、昨年度末から本年2月ごろにかけて、黒潮町内で陽性の患者さんが発生したというふうなうわさが流れまして、以前に増してですね、感染者を特定したり、その家族に対する誹謗（ひぼう）中傷等がささやかれる事態が発生致しました。黒潮町ではこの状態を重く受け止めまして、町長の強い指示もありまして、その啓発方法について協議を重ねてまいりました。

まずはその第1弾として、先日説明をさせていただいた、人権ポスターの作成、配布になった次第であります。作成に係る町の考え方、コンセプトにつきましては詳しくは申しませんが、今は感染対策を講じていたとしても、誰が感染してもおかしくない状況であり、お互いさまなんだという思いを伝えることで、あたふたしない町、一日も早くコロナが収束をして、みんなが笑顔で笑って過ごせる町にしたいという願いから作ったポスターであります。

いずれにしても、町民に対する感染防止対策を徹底することはもちろんですが、感染者やその家族、濃厚接触者や医療従事者の皆さんの人権が侵害され傷つく人が出ないように、自分の行動が差別につながっていないか、自分のこととして考えることが大事だと思われるので、今後も町民の皆さんに正しい情報を発信しながら、コロナにあたふたしない町を目指して啓発活動を推進していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7番（濱村美香君）

コロナにあたふたしない町の話は先日の説明で受けましたが、ポスターとして掲示するという事で認識していますが、どのような事業所、場所に張り出すのか、配布するのかということをお教えてください。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

ポスターの配布場所ですけれども、町内の公共機関、役場の本庁であつたり、佐賀支所、保健センター、町民館等の公共的な、出先も含めてですね、公共機関。あと、学校、クリニックや診療所などの医療機関、それと、あと事業所等にも配布したいと思ってますので、作成300枚作っておりますので、可能な限り広範囲に配布したいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

私も少しそれから意識をしてみましたら、1カ所で見つけることができました。

既にもう配布は始まっているということだと思ふんですけれども、やはりそのコンセプトは省略されましてけども、どうしてそういうものができたのかっていうところは、ほんとには大切なところかと思ひます。

もし良かったら、そのコンセプトを教えてくださいたいと思ひます。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

委託先の業者さんにお渡しして依頼をしましたコンセプトは結構長く、こういう趣旨で作ってくださいということはお伝えしましたけれども、町としての趣旨としては先ほど申しましたとおり、ちょっと読みさせていただきます。

今は感染対策を講じていたとしても、誰が感染してもおかしくない状況であり、お互いさまなんだという思いを伝えることで、あたふたしない町、一日も早くコロナが収束して、みんなが笑って過ごせる日常が戻ってくる。そのような思いをコンセプトとしてですね、伝えて作ったポスターであります。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

理解できました。ありがとうございます。

そのコンセプトがしっかり伝わり、優しい町につながっていったらいいなというふうに思ひます。

2つ目の質問は以上で終わります。

3つ目の質問です。アフターコロナについて質問致します。

今のところ、幡多地域では感染拡大もなく、各種の感染対策や生活様式の変容により落ち着いているように思ひます。ここ1年余りの自粛生活や、生活上の行動制限により低下した活動意欲、体力、認知能力、経済等を回復させるために、さらなる取り組みをし、元気なまちづくりをしていく必要があると思ひます。

カッコ1、町として次年度、どのような計画があるか問ひます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは濱村議員の、アフターコロナについてのカッコ1、次年度の計画につきましてお答えを致します。

新型コロナウイルス感染症は全国に感染拡大しておりますが、新しい生活様式の実践や、外出自粛、感染リスクの高い業種への休業や時短要請など、住民の皆さまをはじめとする事業所、企業等の皆さまのご協力によりまして、感染者は減少している状況でございます。

しかし、その反面、外出自粛によるストレスや、経済が停滞したことによる減収といった問題が発生している状況であり、こういった事態の収束、あるいは経済の回復には一定時間を要するものと考えております。

行政の支援策等につきましても、引き続き、取り組む必要があると考えているところです。

黒潮町では、令和2年度におきまして、各種の感染予防対策および経済対策を国の交付金等を活用しながら実施しております。具体的には、休業要請や営業自粛に協力いただいた飲食業や通所系サービス事業所への協力金の支給、また、感染拡大防止のため、消毒液、マスクの配布、保、小、中の児童生徒や保護者への経済支援を実施するとともに、国や県の経済対策などと併せ、さまざまな対策を展開してきたところでございます。

令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対策につきまして国の交付金等を利用し、令和2年度に引き続き経済支援に取り組むとともに、新たな生活様式の実践に向けた非接触型の行政手続きの基盤づくりや観光施策など、取り組んでまいります。

また、黒潮町総合戦略の中で取り組みを進めております、所得向上や地域の活性化を目指した事業につきましても、各基本計画のアクションプランを下に推進してまいります。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況や、国および県の施策なども注視しつつ、経済回復に向けた支援策の拡大拡充や新たな支援策等について取り組んでいくとともに、継続している戦略の検証や事業計画協議を重ね、事業の見直し、およびブラッシュアップを諮ってまいります。

また、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済面など厳しい状況ではございますが、一方で、新生活様式の変容や価値観の変化が起こり、また、在宅勤務、テレワークやサテライトオフィスといった新しい動きも出てきております。地方におきましても、戦略次第ではチャンスがあると捉えており、社会の動向や地域の状況をしっかりと把握しつつ、国や県等の情報を収集しながら、効果のある対応策、および将来に向けた施策を打っていく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

予防対策をしつつ、これから、やはり活性化に向けての取り組みをたくさん考えられているということでしたが、具体的に、ちょっと観光のこと。観光という言葉が出てきましたが、観光についての具体的な取り組み計画みたいなどころはありますでしょうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、濱村議員の再質問にお答えを致します。

観光事業、これからの計画で申し上げますと、これまでも行ってきたところでありますけれども、黒潮町で宿泊していただいた方、それらのクーポン券の配布、それで優位性を持って観光客の方においでいただく。そういった施策もすることにしております。

そしてまた、黒潮町の特徴的な観光施策でありますスポーツツーリズム、それにおきましても、宿泊していただいた方への宿泊費の助成、また会場使用料の助成。そういったことなども行いまして、ご家族の方の経済被害を受けられた、そういったチームの皆さまにもお越しいただける、そういった施策を考えておるところでございます。

また、宿泊施設等への施設整備の補助金、そういったことも準備をしておるところでございます、この今議会、補正予算または来年度当初予算で計上、上程させていただいておりますので、お認めいただきましたら、そういった部分で観光施策として支援してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

観光に対する、いろいろ、クーポン券の配布だとか、そういうものもあると聞きましたが、やはりうちの町に来てもらうためには、何らかの魅力がないと駄目だということですが。

企画調整室長、うちの町の魅力をつくるために、何かこう、それにつながるような取り組みというのは何かあるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

濱村議員の再質問にお答え致します。

黒潮町の魅力、やはり自然であろうかというふうに思います。また、地域住民の手厚いおもてなしの心が一番だというふうに感じております。

それを求めて、今、移住者も増えてきております。また、こういったことを、具体的に示せるような施策が必要であるというふうに考えております。それぞれの部署で、観光を含めてスポーツツーリズム等もでございます。それを再度見直しながらですね、今黒潮町に何ができるのかというようなことも含めて、事業計画協議によって各課と共有しながらですね、新たな施策も考えたいというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたように、今、世の中の方の動きが変わっております。うちの魅力を最大限に生かせるような状況も出てきているのではないかと。先ほど言いましたサテライトオフィスでありますとかワーケーションでありますとか、いろいろな動きが出てきておりますので、そういった面も含めまして新たな施策を考えたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

時代は変わっている。ピンチをチャンスにという考え方で、また新しい対策、戦略等が生まれてくるかと思えます。

私の勝手な妄想というか、思い描く、ほんとに小さなことなんですけれども、集団で集うということがほんとに厳しい状況になってきています。公的なそういう行事等であれば、しっかりとした感染対策もあり、大丈夫かと思われるんですが、地域地域でやはり取り組む自主的な活動については、やはり制約があったり過剰な恐怖があったりして、なかなか実施できないところがあります。

街角にベンチを置いていただいて、街角でちょっとおしゃべりをする青空の下、あと庭先ベンチ、庭先にちょっとベンチを置いてもらって、おしゃべりをして活性化をする。

あと、公園の整備をしっかりといただいて、子どもたちだけでなく青空サロンのように公園で集いをするとか、いろんなことが考えられると思います。海辺の公園を活用した、潮風マルシェを作ったりだとか、これから少し時代の流れに沿っていろんな取り組み、小さなことからでも活性化の取り組みというのはできると思うんですが、そのようなことについてはどうお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは、再質問の方にお答え致します。

議員がおっしゃりましたように、集うということに関しましては、福祉の面も含めましてこれまでも常に考えていたところでございます。また、公共交通の方にも関係しますけれども、待合も含めて、そういった所に集う機能というものを求め、地域のコミュニティーの場の形成というものを新たにしないといけないというふうにこれまでも考えてきたところでございます。

まだ具体策としましては出せておりませんが、今回出されたことも含めまして、事業計画協議におきまして各課それぞれができること、そして、新しいアイデアも含めながらですね、取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

いろいろな形で活性化について考えていただけたらとてもありがたいと思います。

12 月議会でも少し質問しましたが、私が述べたようなことに加えて、企画室長が答弁してくれたことに加えて、さらに文化的な取り組みと経済活動と合わせた活性化についても継続して期待をしておりますので、取り組みを考えていていただきたいと思うのですが、そのことについてはどのようにお考えになりますか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

再質問の方にお答え致します。

文化的な取り組み、もちろん必要であろうというふうに考えます。

また、今うちの場合は、自然を生かした観光でありますとか、スポーツツーリズムということで中心に進めております。また、そういった中でもどうしても谷間といいますか、そういうこともございますので、そこも埋める施策としまして、1 年を通して黒潮町に来ていただける、黒潮町を楽しんでいただけるようなことも考えていく必要がございます。その中の一つと致しまして、文化的な要素、文化的なものですね、取り組みが必要であろうというふうには考えますので、そういったことも今後検討の中の一つとしてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

それでは、次年度、アフターコロナについてもしっかり計画がなされるということで、理解ができました。このような質問の中で、町長、最後にアフターコロナ、ウィズコロナについての町長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、濱村議員の、アフターコロナ、ウィズコロナのご質問にお答えしたいと思います。

昨年からずっとこの1年間、ほんとに、全国、あるいは世界中、この新型コロナウイルスの関係で、経済的にも非常に元気がなくなってるのが実態かと思えますけれど、今年に入って、ワクチンの動きがあったり、さまざまなことで発症者のデータも減ってきている実態があります。これ私はいつまでも続くとは思ってなくて、それに対して、経済的にも、そして生活のためにも元気になるような布石、これから特に令和3年度、しっかりと打っていかなければならないと思っております。

皆さんにご提案しております令和3年度の予算書は、まさしくそのようになってるつもりでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

濱村君。

7 番（濱村美香君）

ありがとうございました。

今回は、新型コロナウイルス感染症に関する質問をさせていただきました。

最後に、誹謗（ひぼう）中傷があった中でも、救われた言葉や救われる行動を起こしてくれた方がいる、とも聞いています。うちの町ならではの優しさや温かみ、そして強さがあることを実感しました。

住民同士の寄り添いの気持ちに負けない、行政側の寄り添いにも今後期待を致します。

まだまだ油断ができない状況にはあります。経済的に厳しい状況は続きます。そのような中でも心は豊かに、お互いに傷つけることなく、穏やかに、支え合いながら生活できる町になるよう、願っています。これからもそう願ひながら、活動していきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、濱村美香君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休 憩 10 時 53 分

再 開 11 時 05 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、町長に質問をさせていただきます。

1 番目は、町長の姿勢についてでございます。

わが町は自然豊かな町でございますが、井ノ岬を境に地形が違うため、生活環境の差が大きい。佐賀は東南寄りの高波が岩場に突き当たり砕け散る。大方の方は、それと比較すると非常に波穏やかな姿が海岸を通るたびに見れるわけです。

海岸の山が急峻（きゅうしゅん）で、集中豪雨が多い。大方の方はやっぱり、伊田へ出てきますと東から来たら、太陽もそれまでは左から受けていたのを右側から受けることになります。そして、前が山が低いし開けて明るい感じがしてですね、お、これはええとこへ来たかと、そういう思いをしながら通ってくるわけですが。

残念ながら、佐賀浦におきましては大変残念な事故も起こっておりまして、家族のためや地域のため、そして黒潮町のために働いてくださった方々が他界されるということがたびたびございまして、非常に残念に思っております。何とかこういった佐賀浦での事故がなくなるように願っております、そのことについて私も取り組みをして、続けてまいりたいと。改善をできるように願っております。

こうした住民の厳しい生活ぶりを理解し行政に取り組んでいると考えているが、町長の姿勢を問うものです。

カッコ 1 番で、遠隔地の平時、非常時、低気圧襲来時などの状況を、現地において確認しているか問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、町長の姿勢についてのご質問、まず 1 点目の、遠隔地の平時、非常時、そして低気圧等襲来時の状況を現地において確認しておるか、というご質問についてお答えしていきたいと思えます。

ご質問である遠隔地というのは、恐らくでございますけれど、この本庁舎から遠くにある特に佐賀地域の、集落で言えば例えば鈴地区のような集落のことではないかと思っております。

平時、あるいは多少荒れた気象状況の場合であれば、長い行政経験の中で幾度も確認をさせていただいておりますが、台風来襲時そのままの状況というのは、現地であまり確認をした経験はないのが正直なところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私がこの場へ立って質問をさせていただける機会を与えていただきました 19 年からでも、当時の町長に、2 カ月ぐらい佐賀と市野瀬で寝泊まりし、そこからここへ通っていただいたらどうですかと。地域の人が何を思い、何を願い、どういった仕事をしながらたくましく生きているのかよく分かりますよと。合併した当時、自分の家から役場まで通うても、鈴や市野瀬のことは何も分かりませんと、ということを質問したことでした。そのときはね、そこへ 2 カ月の間家を借りて泊まるというようなことは、確か返事はいただいていたように思いますが。

平時のときは、鈴へ行っても穏やかな大変景色のいい所ですが、ひとたび低気圧が襲ってきたときは、

家の中ずうっと上流の方まで、あこに谷がございすがずっと上まで波が上がっていく、そういう状況でございす。そして周りの山も厳しく立っておりまして、避難するにもなかなか、これはどこへ避難したらええやろかと。平時においてさえそういう思いをしておりますので、低気圧が来たときなんかはこれはどうしたらええろうかというのが、私が感じた偽らない心でございす。

町長ぜひね、もうちょっと長期的に、鈴、市野瀬、ここから一番遠い場所ですので、その実情をよくよく把握されて、政治、行政に取り組んでいただきたいと思うわけですが。

もう一度お伺いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思ひます。

一番遠い所の例として市野瀬と鈴を事例に出されましたけれど、もちろん、町長じゃないときも含めて何度も訪ねておって、実は、北部活性化計画というのは私担当して作った計画がございす。それから、鈴の方にも当然、防災とか町の振興計画とかでたびたびお邪魔をさせていただきました。ただ、先ほど申しましたように台風の真っ最中というのは確かに経験なくて。

現段階では、台風が例えば接近して、災害対策本部等が設置される状況の中では、本部長である町長は現場に出ていく行為は町の危機管理上において適切な行動ではございせん。

ただ、そうでない場合、状況に応じて現地の状況を確認するのは当然のこととございすので、これからも努めてまいりたいと思ひます。

以上でございす。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

最高責任者がこの中枢から離れるということは大変なこととございすので、それは一定の理解は致しますが、震度7が来るまでもなく、低気圧がそれほど大したことのない低気圧であれば動けるんじゃないかなと思っております。

ただ、責任者とございすので町長は、そのへんはよくよく理解いただいて現地をもう一度見ておいていただきたいと、このように思っております。

それで、次へいきます。カッコ2番です。

コロナ後を見据えると、情報通信機器を使つての業務が多くなる。

遠隔地の自然環境が違ふ場で住民に寄り添い勤務をするか問ひます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、町長の姿勢についてのご質問2番目、住民に寄り添って勤務をするかというご質問にお答えしていきたいと思ひます。

町長の姿勢として、常に住民に寄り添い仕事をするのは当然のことであると、まず認識しております。

時代の変化に対応して、効率的かつ効果的な業務を遂行するために情報通信機器を使いこなす業務も実際増えておりますが、可能な限り、地域住民と触れ合う機会は持たなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私と思うその情報通信機器というのは、ここにいなくてもできる。さっき言ったように、鈴にいてもできる、市野瀬にいてもできるし米原にいてもできる。そういう条件を整えたわけですね。

だから、そういう所から町長、一番いいのは町長がそこへ行って、1 回そこから発信してもらう。命令を下してもらう。

何か昔もね、パソコンが流行ってきた時分に県との連絡、書類決済は何やらパソコンで使うてやるとかいうような話もあったりした時期もございまして、それから言うても時間がたっております。で、機械も相当良くなってきた。そして、それらを支えるいろんな周辺機器も整えてきた。

一度ですね、私はそういう所へ、町長室は出前町長室と称して私はやってみるのも。これはね、非常時のことを考えても、住民がどうやって生活するのか。非常時の情報収集、通信、それはね、ここから遠くを見るだけじゃ駄目ですよ。遠くの人がここの連絡をどうしていくのか、確保するのか。その実証をやっておく必要があると思うんですよ。大丈夫じゃろう式な発想ではなく、必ず来るといわれておる地震、津波もいろいろといわれておりますので、それらへ向けても、じゃあそこにお住まいされておる方が行政との連絡をどうするのか。そこをやっぱりやっておく必要があると思うんで、先頭に立って町長が 1 回訓練してもらったらいいと思うんですが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

各地域、特に中山間とかいう所に入って、情報通信機器を使って町長は率先して検証してはどうかというふうなご質問でございます。

当然私、情報推進の係長もしてましたので光ケーブルを張り回すときに担当しておりました関係で、各地区で各環境ごとにある程度周知しております。

それで、当然、連絡ができる所、できない所あるわけでございますけれど、それぞれについては全て町長が検証するというのではとても、時間もございませんし効率的でないですので、そういう担当部署を中心に検証しながら、そして指示をしながら、そういう意味で先頭に立って町内の状況を確認して、そして必要に応じては私自身が現地に行って検証を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

先のころには、町長は佐賀支所で週 2 日勤務するという約束があったやに聞き及んでおりますが、いつの間にか町長室の看板もない。ほかの目的に使われよう。

町長、これやっぱり合併町なもんでね、対等合併ながですよこれ。元が。吸収合併とは訳が違う。

だから、先ほど言ったように情報通信技術とか機械とが一定装備されたもので、佐賀に 2 日おっても、

またはその他の所においても、それを不都合のあるような時代ではなくなってきましたね。だからそこを言いようがですよ。やはりね、住民は町長の顔を見たい。町長の顔を見ろと思うたらね、ここまで来ないかん。時間がものすごいかかる。反対に町長の方が出向いていって、町民に顔を見せてもらいたいわけですね。そういうことを言いゆうがです。

だからね、今回の議案の108号、黒潮町建設計画の中にも、下ですよ。小さい字ですけど、黒潮町建設計画は、大方町、佐賀町の合併による新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、この計画を実現することにより2町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域全体の均衡あるですよ、均衡ある発展を図るものですと。これが提案理由です。それをどうやって実現しますか、具現しますかというときに、私が佐賀で2日勤務するという約束があったと、私は聞いております。今になったらね、看板もない。町長室の。

そこのへんをどのように乗り越えて、まちづくりをするお考えですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

確か以前、そういう申し合わせがあったことは、私職員のときですか、耳にしたことがございまして、実際、町長室があった地図も見たことがございます。

その後、さまざまな経過の中で、例えば支所長と町長の役割分担とか、そういうこともされてきて現在になってるんじゃないかと思いますけれど。

ただ、今佐賀の方、特に建設課中心に、高規格道路の中心が佐賀の高規格担当の方で中心に動いてます。その関係もあって、これからますます私のが佐賀の方にたびたび行かなければいけないと思っておりまして、全庁的な機構の中で、その実際現地に出向いたり支所へ行ったり、あるいは支所長に任せたりすること。調整しながら、全体的な町長としての務めを全うしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

今私が言ったのはね、佐賀で2日座って勤務しますかということを言ったんですよ。

どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

じゃあ、再質問にお答えします。

佐賀に週に何日とか月に何日とか、そういうふうに決めて勤務する体制を作る予定は、今のところございません。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私が東から西向けて行きますとね、こう佐賀谷を抜けた所で海へ出るんですよ。その海岸地帯が汚いで

すわ。極めて汚い。

ところが、井ノ岬を抜けた所からはきれいですよ。きれいな。誰が管理しゆう土地か、海岸はよく分からない。黒潮町管理の分もあれば、県管理の部分もあるでしょう。だけど、どこからどこまでがどこかということまではね、私は把握してない。

町長、この現実を見てよね、現実なんですよ。ごみの量の違いが、海岸の。これね、1つの町としてやっていくときによ、これだけごみの差があってええもんですか。私がよく見えるがは、朝、こちらへ下ってくるき見えるがですよ海岸が。町長が東向きに行ってもよね、多分夕方の帰りになったら海岸は見えにくくなるんですよ、ごみが。ごみ。ここらへんをね、ほんとにこの建設計画にもね、速やかな一体化、本当に考えておりますか。

それで、西南公園にしてもですよ、不法投棄があちこちにあって困る。それを私が状況提供してもね、県へは連絡せん。なぜですか。不法投棄がある。

それから港湾の中においてもですね、ごみがいっぱい。破れたら破れたなり。それで何で一本化と言えるが。

これね、合併したときに作ったわけよ。建設計画はもともと合併したときの議決やもん。それ至るまでに話し合いがなされちゅう。建設計画においても。それがね、町長どればあ分かちりますか。この海岸のごみでも。ごみ一つ。だからその他いろんな問題があるけどね、分かりやすいき言いようがですよ。

このごみの差は何ですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

海の美しさを矢野議員は旧大方地域と佐賀地域で比較しておりましたけど、私は佐賀地域も、鹿島とか、そして塩屋の浜、随分きれいな景色があると思っております。

そして、ごみ問題を取り上げて具体的に分かりやすく言ったとおっしゃられますけれど、その問題を取り上げて町の建設計画全体というのはちょっと乱暴ではないかと、正直感じます。

ごみの問題についてはごみ処理の政策の中で、場合によっては県とも協議しながらやっていかなければならないと思っております。

さまざまな課題があると思いますけれど、全町的に平均した、町のバランスの取れた町全体の政策を進めることは、これは当然のことだと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町長も公平にやるというお話をされゆうので、この1番目のはその程度に致しまして、2番へいきます。非常時の対策について。

これは、だいぶ以前にもここで発言しました。有井川の古老から、うろ千軒、波打ち際は7里先と教わりました。白鳳13年、684年、大地震災害、田250万坪海に没す、との資料があります。その後、数十年の間には震度6ないし7が相当発生し、津波や山地崩落、地割れがあったと考えますが。

そこで、カッコ1、近く発生するといわれている南海地震の想定で震度7が3分続くと聞き及んでおり

ます。

山地崩落、地割れをどのように想定しているか問います。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、南海地震の想定についてのご質問にお答えしたいと思います。

南海トラフ巨大地震における被害想定としましては、町内全域において震度6強から震度7の揺れが2分から3分ほど継続すると想定されております。

南海トラフ地震などの大規模な地震における山間部での被害想定としましては、後背地の山腹崩壊や地震の揺れに起因する地すべりなどが考えられます。また、この揺れにより大きな地割れが発生する可能性がございます。

この地割れにより道路が分断されることもあれば、背後地が急峻（きゅうしゅん）な地形の場合には住家被害の恐れもございます。崩壊土砂による道路閉塞や、河川への土砂流入に起因する山津波についても想定しておく必要がございます。

しかしながら、地震による地割れや山地の斜面崩壊、地滑り等の発生は地質、土質、地形、またその地震の規模によりさまざまな要因があることから、どこで起こるか個所については想定が困難なことにあるのが現状でございます。

ただ、土砂災害警戒区域等に関しましては、崩落の危険性が高いことから、揺れが収まったらできるだけ早く区域外に避難することが重要でございます。土砂災害警戒区域等については風水害時のみならず、地区防災計画等により地震についても揺れた後の避難対応を定めること等が必要だと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

一番条件的には佐賀谷三里が悪いと、私は思うちゅうがですよ。それは太平洋の方から押し込まれた部分があつて山と川を形成しておりますが。

佐賀谷見てみるとね、山を見てもどこもぐざぐざですね。ぐざぐざ。で、下からわき上がったような形ですので柔らかい。それに持ってきて、家の裏というのは大体30度以上がほとんどですね。避難所として指定しておる場所も、そこから30度線を引いたら、大概の所は裏山が全部30度以上の所へ乗ってくるはずですよ。私の試算ではそうなっております。でね、逃げる場所が本当、これはないなと思ひゅうがですよ。中には多少ゆとりのある、そういう避難所もあるとは思ひんですが、大部分において逃げる場所がない。

で、この地割れのこの質問したのは、神戸地震が震度7でしたね。あのときの断層の切れ目を見たときに、こりゃもう駄目だなという、それ一番最初に感じたことですね。震度7がここの下は全部来るんですよ。震源域が、震度7全部が来る。で、そのときに地割れがどうなのか。その想定はどうであるかということなですよ。逃げる場所をだいぶ考えよらないけませんね。そのときに自分がどの場所におるかによって、そのままお別れになる場合もあるし、もっと平坦な所にたまたまおれば助かる場合もあるやも分らん。

ただ、全部が7で揺れるという想定やと思うんで、そのへんはどうなんですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁しましたように、この地割れというのは地質、地形、地層によって、どこで起こるかといったことがなかなか想定できにくいといわれています。

ですので、全体的な中でどこでこういった地割れが起きる、そういったことが分からない以上、対策も打ちにくいということが現状です。

ですので、そうしたことは地区の中で、やはりここら辺が危険ではないか、そういったことも話をしながら、より危険なところは避けるといったことを日ごろから考えてもらうことが重要かと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

ちょっと補足させていただきたいと思います。

矢野議員、震度7と、ほとんどが揺れるとおっしゃってますけれど、正確には最悪想定で示されてるのは、黒潮町、震度7の地域は4パーセントでございます。95パーセントが震度6強です。7まではいくような想定は、特に北部の方はされてません。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

町長、その想定の数値というのは誰が出した数値ですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

お答えしたいと思います。

内閣府中央防災会議を通じて、高知県のデータでございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは、今、避難所と一応行政が決めておるその場所についての裏山というのは大丈夫なんじゃないか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

避難所に関して、地震が起きたときに確実に大丈夫かどうかということは、先ほども言いましたように地震の規模等によって、また、その裏山の地形、地層等によって、崩れる所が想定しづらい。雨天の場合の豪雨等であれば一定想定されますけども、地震に関しては、なだらかな所でも崩れている所があるというふうな状況がございますので、どこの避難所が危険かというところはなかなか限定しにくいのが現状で

ございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それではカッコの 2 番へいきまして、住宅用地造成計画は、浸水が想定される集落を見据え、全町的に計画を策定するか問います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、非常時の対策についての 2 番目のご質問、住宅用地造成計画は全町的に計画をするのかというご質問にお答えしたいと思います。

安全な住宅地の形成につきましては、黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方、これは町の持つてゐる計画でございますけれど。に基づいて構想を積み上げていきたいと考えておりますが、現段階では、津波浸水想定区域全域を見据えた住宅地造成計画を策定する計画はございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ただですね、全部ない言われましても住民はなかなか、はいそうですかとは思いいくいがやないろうか。

将来、やっぱりそこへ逃げていけると思うて生活するのと、全部はないということは一部はあるということやと思うんで、やっぱり公平さということ考えたときには、それが作ること必要なんじゃないでしょうかね。

町長にしたら、全部を言うてしもうたらさまざまな支障が出る思いゆうかも分からんけど、住民側からすると町長を頼るしかほかに手がないがですよ。最高責任者の町長がやっぱり方向を示していただかないかんと思いますかね。それはいろんな問題もあるでしょうけど、黒潮町全体のことを考えたら、やはりそれぞれ浸水域のある地区の人々のことを考えたら、まあ、町長がそういう方向を示してくれたと。これでわしも頑張って長生きできらあ、という気持ちになるんがやないでしょうかね。

どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

現段階で全町的な住宅地造成計画を仮に作成しても、現実的には財政的、あるいはマンパワー的にも実現不可能な計画になると思います。

高知県では令和 2 年度から、高知県事前まちづくり計画策定指針の作成を検討し始めました。その目的は、南海トラフ地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、市町村が発災後、速やかに復興のまちづくりに着手するための事前準備を支援するものでございます。

当面は、この指針の内容を注視するとともに、安全な住宅地の形成については、被災前に実施可能な事

業と被災後の復興計画の選別し、かつ連結させる形を考えながら、国や県に対して要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

次の3番ですね、カッコの。

昨年の集中豪雨で保育所、避難所との連絡道路が冠水し通行不能になった。そのまま置くのか、どうするのか。

ボートを使つての救出というようなことになりましたので、あれは議会の開会当日のことでありまして、この議会の開会中にも何の話も報告もいただけなかったわけですが、これ、どういうことになりますろうかね。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ3の、昨年の集中豪雨時に冠水し通行不能になりました町道の対策についてお答えを致します。

まず、昨年9月11日の集中豪雨により冠水しました町道伊与喜学校線について、ご説明をさせていただきます。

町道伊与喜学校線につきましては、佐賀保育所の高台移転に伴い町道改良が計画をされまして、平成27年度に測量設計を行いました。その後、地元の皆さまとの協議や工事を経て、平成30年4月1日に供用開始をしております。

当時の設計記録を確認してみますと、当時の町道においても以前から冠水をするのご指摘もあり、道路のかさ上げ等も検討をされておりましたが、国道および伊与喜小学校のグラウンドやプールへのすり付け、また、町道から水田への坂路の関係など、さまざまな諸条件により道路のかさ上げにつきましては困難との判断に至り、現在の道路の形状となっております。

次に、町道が冠水しました原因についてでございますが、当日の集中豪雨は、午前7時ごろから降り始め、正午ごろいったん少雨となったものの午後2時より再び大雨となり、高知地方気象台佐賀観測所におきましては、午後2時から4時間で合計85.5ミリを記録をし、近隣の窪川の雨量観測所では同時間帯208.5ミリの記録しております。

当日の日雨量は、佐賀で170.5ミリ、窪川で331.5ミリと、近年まれにみる豪雨となりました。

これにより、伊与木川の水位は高知県管理の佐賀水位観測所において、午後5時10分に最高水位3メートル22センチを記録し、氾濫危険水位を32センチ超過する出水となっております。

結果、伊与木川の異常な水位上昇によって、佐賀保育所付近の流域に降りました雨が伊与木川へ流れず滞水し、町道の低地部付近が冠水したものと推測されます。

今後の対策としましては、先ほど町道改良の経緯の説明の中でも申し上げましたが、伊与喜小学校や周辺の土地利用を勘案した場合、現時点においては、地形上、町道のかさ上げや排水対策につきましては困難性があると判断をしているところでございます。

なお、避難所および保育所の対策につきましては、それぞれの担当部署よりこの後、お答えをさせてい

たきます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは自分の方からは、避難所との道路冠水についての部分についてお答えしたいと思います。

建設課長の答弁にもございましたように、昨年9月11日には、8時までの1時間に120ミリの雨が降ったとして、記録的短時間大雨情報が発表されました。冠水した区間については、他の場所よりも道路高が低い場合、豪雨時には最初に冠水が始まる場所でございます。

16時前には、伊与喜小学校前の町道は内水により冠水致しました。

伊与喜小学校に避難する場合は、雨が降りやんでも水位が下がるまでは帰れないこと等を総合的に考え、今出水期に向けて避難所としての在り方や、どのタイミングで避難するか等について検討していきたいと考えております。

伊与喜地区に限らず、自宅のリスクが高い場合につきましては、早めに避難行動を取っていただき、通行不能になってしまう前には避難所への避難を完了していただくことが重要でございます。避難所に避難した後道路が冠水した場合は一時的に孤立状態とはなりますが、そういった状況での移動は危険を伴いますので、とどまることが身を守ることとなります。

町としましては、避難所が孤立した状態となっても避難生活が送れる環境を整えていかなければならないと考えています。

一昨年より各地区で開催しています土砂災害ワークショップにより、地域での自主避難計画の作成も行っており、計画に基づいた避難行動が取れるよう、地域内での周知や訓練等を重ねていただくこととしております。道路冠水等の状況も勘案の上、地区、地域にある災害時に起こり得る異常を察知し、いつ、どこへ避難するのか検討する必要があると考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、保育所の対策についてお答えを致します。

先ほど建設課長と情報防災課長がお答えしましたように、記録的な降水量によりまして国道から佐賀保育所につながる町道伊与喜学校線が冠水し、佐賀保育所が一時孤立状態となりました。

教育委員会としましては、毎年のように発生することを視野に入れまして、ソフトとハードの両面から対策を行っていくよう検討をしているところでございますが、まず、ソフト面について、各保育所の大雨洪水時における対応マニュアルの見直しを行い、保護者への引き渡しのルール作りや、保護者に保育所の情報を一斉に連絡するシステムの導入、そして職員間の連絡体制の整理など、再検討の作業を進めてまいっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

早めに避難言われましたけど、あれ昼間、みんな、職員もそれぞれの職場にいたがじゃ。ここは議会開

会中でしたよ、あのときも。町長以下、皆勢ぞろいで。

条件的にはね、昼間ですけどね、条件的には早めの避難言われてもね、誰がどう言うて号令を掛けていくかという部分が、私はあれ、あの日はなかったんじゃないかなと。現に、同僚の携帯ですか、このデータで私見て、あ、これはもう駄目だと思ってすぐ電話入れてみたら、家の方へ。携帯が通じんですがですね。携帯通じない。友達のところへやってみたら。外界はそういう状態にあるのに、その危機管理ができてなかったということが現実であろうと思うがです。

だから、早めの避難を言う前に、早めの避難をしろ、こうしろという判断を誰がしていくのか。その瞬間の。それはね、やっぱりきちっとせないかんとしますよ。

それから、まれにみる雨いうのは120ミリ降ったということで、多分それは本当でしょう。だけど、ここ2、3年の間はね、全国的に120ミリ降りゆうがですよ。それ以上も降っちゃうがです。だから、普通の雨量になっちゃうがです、これが。普通の雨量。だけど、これはますますですね、私、ずうっとテレビなんかの情報から見よってもですね、これはもっと降りますよ。これからもっと降る。だから、120ミリを異常と思わずに普通と思うて、その避難命令なり避難行動をどうするのか。そこをきちっと、これ再構築してもらいたい。

どうですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるように、これまでここ何年かが降った雨の状況を見ますと、異常といった状況が通常になりつつあるといったところは認識をしております。

そうした中、避難に関しましては避難するための基準を設けていまして、その基準になりましたら避難準備情報、また避難勧告等を出すようにしています。今回の雨も、そのタイミングにより勧告等を出しているところです。

ただ、その状態というのは、それぞれの地区によって状態が一気に変わる、町全体の中で把握し切れない部分がございます。そうしたことがあることから、先ほどご説明しました各地区での土砂災害等に関するワークショップを開催しているところです。そこの中でも話に出てきますように、以前ならここまで河川の水位が上がると危険だった。それまでにやっぱ逃げた方がいいんじゃないかといったところ。そうしたところがそれぞれの地区で話されています。それが非常に大事で、自分たちも情報も的確に仕入れながら、その情報によつて的確に行動を促すということはしていきますけども、それと同時に、地区の方でもそういった状況を把握して、地区の中のルールを決めていただきながら行動してもらおうといったことが重要と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

いや、外の自然の変化がどうであるという情報がここへ伝わらんがですね。この前、去年は伝わらなかったがですよ。

だから、それどうやってその変化を伝えますか。誰がどうやって指示していくんですかということをお

聞きます。もう一回。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答えしたいと思います。

ここというのは議場ということでしょうか。

（矢野議員から「まあ、その議場もあろうし、役場も。たまたま去年はここで議会の本会議が開かれよう最中にそういう情報がぱっと来られたので」との発言あり）

議長（小松孝年君）

そこで、やりとりせんように。

情報防災課長（徳廣誠司君）

すみません。

基本的には、先ほど言いましたように危険な状態とかそういったことがあれば、住民の方には周知をさせてもらっているところです。

町の体制としまして、災害に対して対応しなくてはならないということになると、配備を取りながらそれぞれ対応していますので、その第一配備を取った段階での行動、第二配備を取った段階での行動、それぞれその行動を取りながら、それに対して住民の方にも周知をさせてもらっているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ、次いきます。4 番ですね。

地震津波時やコロナをはじめとする感染対策に、庁舎、公共施設、避難所の出入り口に手洗い、洗顔などのための設備を設けるか問います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の、地震津波対策、感染症対策のための手洗い場等の設置についてお答えを致します。

議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス等の感染症対策としましては、手を清潔に保つための手洗いは基本的な感染症対策となります。また、各施設とも衛生管理の面から、手洗い場等は非常に重要な設備であると考えます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策としましては、現状では手指消毒のためのアルコール消毒用の機器や非接触体温計などの導入、飛沫飛散防止用のアクリル板の設置などの設備の充実を図っている状況で、手洗い場等の設備の設置につきましては計画をしていないのが現状です。

また、避難所につきましては、地震津波などの大規模災害に被災した際には、ライフラインの寸断、特に水道管の寸断などにより水道が出ないために給水車による飲み水の供給などの対応した事例が数多く見られておりますため、大規模災害時の避難場所に手洗い場等の施設を設置しても水が出ない等の状況が想定されます。

このため、避難所の感染症対策につきましては感染症対策セットを準備し、各避難所に配備をしている

ところとなります。また、避難所につきましては飛沫による感染防止やプライバシー保護のための間仕切りの導入などを優先して行うこととしており、手洗い場等の設置は計画をしておりません。

このように、議員ご質問の手洗い場等の設置につきましての計画は現在のところありませんが、各施設で現在取り組んでおります感染症対策等に基づき、必要とされる機器や設備が導入され設備等が充実されてきましたら、感染症対策に基づきご質問の手洗い場等の設置につきまして検討をする必要があるものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

私が見た保育所には、手洗い外にあって、小学校にもありまして、中学校はちょっとよう確認、あったかな、中学校にも外に。この役場へ来たらいいですね。

なぜかな思うて考えるがやけど、ほんで役場以外の公共施設にもないと思うんじゃけど。

子どもがいくらきれいに手を洗って、顔も洗っても、大人がそのへんの衛生観念がないとまん延しますよ。感染症は。そういう意味で、雑菌とかいうのはやっぱりいっぱい触れてますのでね、顔も洗った方がええんですよ。それはね、薬でやるよりも、薬も大事やけど、まず洗い流すことが重要やと。それはね、医者のお話です。ドクターの受け売りですけど、やはり、ああそうだなと。菌も流してしまったらそこにおらんなんと。その上で、消毒を使えばなお一層効果が高まると、そういうことのようにです。そういうことも含めてね。

それから、震災いうても、避難所の生活に入るいうても大雨の避難もあります。言われるように地震、津波の避難もあります。そうであるならば、地震があっても手洗い、洗顔ができる機能を備えた設備をすればええ話。それがなかったら、避難所へ逃げ込んでもやがてはまん延するという恐れがありますね。予期できることはやっていくというのが今の考え方やないでしょうかね。避難所を設けるというのもそういうことで。避難所は特に多くの人が集まりますし、消毒もいつまであるかも分かりませんよ。消毒だけに頼りよったら。だから、水も水道が傷んでも、その手洗いができる機能を持たせた避難所を造る必要があるわけです。人の命を守るために。

だからその点から質問しますので、回答をよろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

矢野議員の再質問にお答えしたいと思います。

感染症対策に関しての雨のときの対応ですけども、それに関しては現在、それぞれの所にコロナ対策の消毒液であったりとかハンドソープであったりとか、そういったものを配備して、感染症に対策するよう設備を整えているところでございます。

水道に関しましても、議員おっしゃられる屋外にはございませんが屋内にはございますので、そういったものを使って水道による手洗いと消毒といったことも可能かと考えております。

また、大規模災害時のその感染に対する対応ですけども、それも同様に水道が使えないといった状況が考えられますので、そういった感染症対策の手指消毒であったりとか、そうしたものの対応になってくるかと思っております。

あと、そういった際の大規模災害時の水道が使えないときの対応ということでございますけども、現状ではまだそこまでの対応はできないというふうに考えています。それまでに、まだ感染症以外でも避難所に対してやらなくてはならない対策、これからございますので、そうしたものを勘案しながら優先度を付けながら、避難所に対しての対応も考えていかななくてはならないというふうに考えておりますので、そういったところでの対応となると思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

庁舎や公共施設、避難所等への手洗い場の設置の重要性は、答弁させていただきましたとおりです。

しかしながら、先ほど情報防災課長が答弁させていただきましたように、感染症対策の優先順位や避難所運営計画による優先順位により検討をする必要があるというふうに考えております。

それぞれの対策につきまして、個別の施策の下に優先順位が決定され、それに基づいて手洗い場等の設置がされるものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

それでは次へいきまして、3、学習の場について。

議長（小松孝年君）

ちょっと待ってください。

（矢野議員とやりとりあり）

矢野昭三君の一般質問の途中でありますが、この際、13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 12 時 05 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

矢野昭三君。

3 番からです。

8 番（矢野昭三君）

それでは、引き続きまして3 番、学習の場について質問致します。

先人が命懸けで山城を造り地域づくりを行っている。

これからの黒潮町を担い支えていただく若者に学習の場を提供するため、山城地域全体を調査、整備をするか問います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは矢野議員の、山城の調査、整備についてのご質問についてお答えを致したいと思います。

ご質問にあります山城は、一般的には鎌倉から室町、戦国時代の中世、各地に構えられた土づくりの城とされておりまして、城として私たちになじみのある、例えば高知城のような白亜の城は織田信長時代以降といわれております。

通常、このような山城は見通しの良い山の上に平坦部を造り、尾根筋や斜面に堀切や堅堀といった防御施設を構えており、それらの痕跡からその地が城跡であるかどうか、おおよそ判断を致します。

このような山城は中世城跡といわれまして、高知県内に約 700 カ所確認をされております。黒潮町では、昭和 61 年、62 年の 2 年間にわたりまして、高知県教育委員会が実施をした遺跡分布調査、およびその後の確認の数も含めまして町内に 31 カ所の中世城跡が確認をされており、うち、大方地域に 25 カ所、佐賀地域に 6 カ所の中世城跡が確認をされておりますが、残念ながら、その後の開発によって数カ所の城跡が消滅をしております。

先ほどご説明しました 2 年間にわたる遺跡分布調査で確認された遺跡数と、その後の確認をされたものを合わせた遺跡は埋蔵文化財宝蔵地として全部で 106 カ所、町内の遺跡として台帳で登録管理をされております。

周知の埋蔵文化財宝蔵地におきましては、学術的であれ、あるいは教育的であれ、開発行為や発掘調査を行う場合には土地の所有者であっても国への届け出が必要となります。ただし、木の伐採や草刈りなど、現状変更を伴わない場合はその制限が基本的にはございません。

ご質問は、このような城跡を学習の場として活用できないかのご質問でございます。ご説明しましたように、中世城跡は地域の歴史であって、樹木で覆われた山頂や山腹を切りあらければ、城ノ段や堀切、堅堀などが出現をし、非常に興味深い歴史指標になる可能性はあります。

ただし、公的に学習のための歴史城として整備するためには歴史的根拠、つまり史実に基づいた記述説明や建物等の復元が必要ではないかと考えます。

しかし、このような中世城跡は全国的にも数が多く、文献等からこれらの史実が明らかにできるものは少なく、復元や史跡公園化されているものは多くないと認識をしております。

以上のような現状から、教育のための歴史資料としての整備をすることについては、現時点では教育施策としての優先順位は低いものと判断をしております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

大体、答弁は想定範囲かな思うて聞きようがですけど。

先ほどからも言ったようにこれ合併町なもんでしてね、地域を 2 町の速やかな一体化という意味からそういったことができないかというようなことも考えておりまして。

私はこの大方地域の方のことは、あまりよく分からないんです。何回も山の方へ入ってもいきましたけど、歴史的な背景はよく分からないんですが。ただ、佐賀谷三里という所はですね、その昔から、土佐の国、幡多の国ができたころから、どうも交通の要所ではあったんだと思うんですが、何分その佐賀谷三里と言われるように、3 里もの間が谷が続いておる。そこには結局、どう言ったらいいんですかね、この日当たりが悪い。全体に寒い。そういう状態の中で、佐賀の方には一応城が、先ほど教育長言われたように 6 つあったとされておりますね。されておる。事実関係は分からない。ただ、一番、高知方面から来ると片坂を下りた市野瀬なんですけど、そこにあるのも山城で、空堀があり、地区の古老によると、のろし台

もあるというような話をいただいております。それは片坂側から見ると、城の方を見ると山全容が見えるような位置に一族の、まあ言うたら一族、親類縁者がその辺に要所要所に家を構えて、川の上流、下流が見通せるような、そういう造り方でありますね。城一つだけではなしに、地域を取り囲む川を挟んで取り囲んでおると。

それから、拳ノ川の方も同じような地形を利用して、城があったとされる所は多分やぐらなんかがあったかなと思うんですが。その北側に、その一族の者の屋敷、それから西側にも屋敷。川を挟んでおりますね。だから、お互いが見合いができるような格好なっておる。

あと、下ってくると伊与喜にあったということですが、伊与喜も同じような造り方です。

さらに下ってくると、佐賀にあると。佐賀は、これは海と伊与木川の方を睨んでおると。

あと2つは、一つは不破原にもあったということらしいですが。佐賀の方にもう一つあったというのは、ちょっと場所がまだ分かりませんが、私なりに地形から判断すると、荒神さんの辺りかなというような気はしておるんですが。

それはどういうことかいいましたら、もともとは戦に敗れて逃げてきた、ばらばらになっておった人たちがですね、一條公が京より中村へ入られておりますが、そのころに一條氏が堀川大炊助信隆という人を招き、これが後の伊与木城の城主になられた方で、堀川から伊与木という姓に変わったようです。そのころ、どうも佐賀谷三里はその全体を皆いうか要塞いうか、大方を守り中村を守る。そういうような重要な戦いの場の地区として築城がなされてると。城自体は、教育長も言われたように高知城みたいなもんじゃない。が、そういったやぐらなどがあるような建てたような所全体を取り巻く山の地形、川の流れなどを利用して全体的に、その城といい地域全体、佐賀谷として全体を、この西のこちらの守りを固めるためにそういう城、地域づくりをしてきておると。

長曾我部が窪川仁井田へ来たときには、我々のご先祖様は仁井田まで出向いて行って戦いをしております。それでその後2度目のときに、長曾我部が2度目攻め込んで来たときに片坂まで来たときに投降したと。一條方は投降し、長曾我部に付いたということのようですが。

そういったことなんかもですね、この地形なんかを見て、いかにして地域を守ってきたかと。これを地震津波のときに置き換えて、じゃあ学校なら学校が、この今ある所が地震のときに守れるのか。津波で守れるのか。コロナのときにどう戦うのか。これ、そのように置き換えて学習することが可能ではないかなと、そんなふうに考えておりますので。この何もない、ほんとに何もないがですね。何もない所やけど、私たちの先祖様はそうしてみんなを守ってきた。多分そのころはね、竹やり。武器は竹やりと弓矢ぐらいなもんじゃないうるか、そんなふうに思うわけです。そういったことからですね、権力もはかないもので、長曾我部がなんぼ偉いいうても、結局は負けて首を落とされる。後は何がどうなったかいうたら、関ヶ原になったらもう山内にとって変わり、明治維新ではまた時代が変わり、天皇の時代になる。

私の知っておところは残念な、お宮を見ますとね、拝殿の桁、真ん中に三つ葉葵を掘り抜かれちゅう。そういったことを、それは何かいうたら権力の象徴なんですね。で、私どもの所における庄屋というのは土佐藩士で、それは転勤族である。仁尾さんの墓なんかは三浦小学校の前に出口の墓所がありますが、その中に拳ノ川は庄屋として、そこで石碑が建立されております。

そういったことも一例ですが、私はこの黒潮町を1つのものとして、これからはええ町をつくるためにはそういったさまざまなことを勉強していただくのもいいかなと思うわけですが。児童だけにどうということ言うがではないです。黒潮町としてそういったことを踏まえて。私らは見たところは、せいぜいなんろしを誰かが読んでそれを書いたものを読むだけ。長曾我部知見書を誰かが読んで、それを書いたもの

を読むだけのものとして歴史家でも何でもございせんが、今の時代、この黒潮町に住む人間の一人としてですね、この町を一本化、一体化していくためにも、そういう歴史の勉強を始めてはいかがかと、こんなふう思うわけです。

一考の余地はございせんか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

まず、中世の城について、一般論ですけれども 400 年前後の期間に町内に 31 カ所あるということでありますから、必ずしも 31 カ所が同時期にあったということではないということでもあります。

それから、先ほど私が昭和 61 年、62 年に県の遺跡分布調査をしたというお話をさせてもらいましたけれども、ちょうど私、大方町時代その担当でございまして、2 年間にわたりまして県の職員とこの埋蔵文化財宝蔵地の調査を致しました。で、この中世城跡のほか、いわゆる散布地、矢じり等が表面に落ちている散布地でありますとか社寺の跡、あるいはのろし場の跡等について、全部で大方地区で言うと 91 カ所の遺跡の台帳を作ったわけであります。

従いまして、個人的には、山城が今木で覆われている所が伐採をされて当時の地形が現れますと、一ノ段、二ノ段、三ノ段、あるいは堀切、堅堀が場所によっては出現をします。非常に古代のロマンを感じることができます。個人的には非常にわくわく感が高いんでありますけれども、先ほど言いましたようにそれを教育施設として整備するかとなってくると、ちょっとまた論点は別になりますし、そもそも周知の埋蔵文化財でありますので基本的に地中にあるものが原則でありまして、それは特段の開発あるいは特段の学術的調査以外はむやみに掘り返さないということが基本原則でございますので、それを調査等をして、そこに何らかの整備をして活用することが教育的に効果が高いということでありましたら整備の方法も考えられると思いますけれども、そうでない場合につきましては、教育施策としては私としては先ほど言いましたように優先順位が低いということでございます。

ただし、歴史的なロマンを感じるような公園、あるいは町民の憩いの場として整備をしていただくと。先ほど議員がおっしゃられましたように、大体そういう場というのは山城でございまして高い所にあつて、足元に集落があつて、そこで人々が民の生活をしていて、まさしく先人が地域づくりをしてきた場所でございますので、そういうものを感じる場所として公園化をするということについては、一つの方向性だとは思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

佐賀だけに限らず、その旧白田川、大方も一緒ですが、そういったものを整備していったってですね、観光といってもやっぱり作られたものがほとんどでございますので、そういう昔を思い起こせるようなものを整備していったって、それが自然と、身構えるでなく身に付いていけるような観光施設、学習の場として整備していただきたいなと思っておりますので。

なお、これは昔から歴史も時間も長い話ですので、このへんで一応質問は終わりますが。本日は小手調べということで、この点で置きたいと思います。

それでは 4 番目の、良好な環境の形成についてでございます。

県道高知松山線の時代は道路愛護会による作業が年2回あり、小学生もくわとテミ、これは土砂を入れる用具ですが。を持参し、路面不陸整正作業に汗を流してきましたが、国道56号が昭和44、45年ごろに2車線舗装で供用になり作業から解放されました。今、維持管理は国において24時間体制で対応し、日々の暮らしや産業振興のため、また、命の道として活用し大変感謝しています。国道56号の周辺景観を見ると、春には桜が咲き楽しめる場所が一部にありますが、大部分は供用当時のままのため景観が寂しく思います。

そこで1番、令和を記念して国道56号周辺の未利用地などに桜をはじめとする景観樹木などを植樹するとともに、既存のヤマザクラなどを保護育成し、四季折々国道56号の利用者をはじめ住民が楽しみ、さらに観光客が、ここね、来てくださる良好な環境の形成に取り組むか問います。

この、行きたいと思って、という所はちょっと訂正をしてください。観光客がまた来てくださる良好な環境の形成に取り組むか問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の、桜をはじめとした景観樹木植樹による良好な環境形成についてのご質問にお答え致します。

本町では、合併前から、桜の植樹などさまざまな場所において盛んに実施されてきた経緯があります。例を挙げれば、10年以上前になりますが、いきいき高知森づくり事業を活用して、町道熊野浦海岸線および熊野浦地区周辺に3年間で1,000本の桜の木を植えており、桜街道としても知られております。

また、鈴地区のさかな街道など、町内の至る所をさまざまな景観樹木が植樹されており、開花シーズンには通行する人々を楽しませてくれます。それらほとんどが地域や団体等によって植樹され、また、維持管理がなされているものです。

近年においても、これらの植樹は引き続き実施されているもので、町では、日本さくらの会や高知県森と緑の会がサクラの苗木の配布事業を行っていることから、地域の要望を取りまとめ申請を行っており、これまで公園や林道脇などへの植樹を実施しております。

令和元年度には、芝地区の要望により国道56号線バイパスの完成に伴い、地域の景観、環境整備を目的に道路沿いに桜の植樹を行い、地域が管理をしている事例もあります。

今後も、国道56号周辺に限らず地域の要望があれば申請等を行い、良好な環境の形成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

要望があればということではなしに、もうちょっと行政が前向きに踏み込んだ取り組みができないかなと。

だいぶ国道周辺でも、もうちょっと活用したらいいなというような土地もございますが、個人的にそれを調べて貸し借りの話はできませんので、ぜひですね。荒地もございます。荒地へもうそのまま置くのはもったいないので桜を植えて。桜に限らず、ほかの花でもいいですが、世界遺産の登録のことに引っ掛けてでもですね、もうちょっと景観づくりに力を入れていくべきではないかな。それほど、箱物を造

るがと違いますので、お金もそんなには要りません。大変あちこちに荒れ地が見えますので、ぜひ行政の方で希望を募り、前向きに進めていくべきことではないかなと思うんですが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答え致します。

議員言われましたとおり、その桜の木等を植樹するということに関して、箱物を造るよりそれらに比べると非常に経費的には少ないものですし、苗木自体はもらえるような状況ではあります。

ただ、重要なのは、その植樹後の管理ということだと思います。継続的に長い年月を、ずうっと草刈りとかそれぞれ管理をして、それを物にしていかなければならない。その行為が非常に、今から問題になってくる部分でもあろうかと思います。

要するに、国道付近等についても当然、植樹するのであれば国交省との占用許可、それらも必要となってきますし、荒れ地等においても土地所有者の承諾、それらのことも含めて整った場合に植樹等ができるのではないかと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

じゃあ、それから次へいきます。

カッコ 2 番の、国道 56 号拳ノ川峠で、なぜか急に歩道がなくなっている。なぜか急に歩道がなくなっている、現実があります。歩行者は車道を歩いております。そしてその下側には人家がありますが、木材などを山のように満載し、大変大きなけん引車が爆進し、住民は極めて不安な生活をしている。

住民が安全、安心して生活できる良好な環境の形成に取り組んでいるか問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ 2 の、国道 56 号の歩道整備等の取り組みについてお答えを致します。

先般、9 月議会定例会の一般質問におきましてもお答えしました内容と重複する部分があるかと思いますが、ご了承をお願い致します。

議員より、国道 56 号の歩道未整備個所や大型車両の通行による人家への影響についてご質問がありましたが、黒潮町内、特に佐賀地域におきましては歩道の未整備個所が数多くあり、これに関して現地調査を行う中で、大型車両の通行状況についても確認をしているところでございます。

町としましては、国道 56 号の歩道未整備区間における現状での利用実態等の整理を行い、道路管理者であります中村河川国道事務所へ歩道整備に関しての要望書を昨年 11 月に提出をさせていただきました。

中村河川国道事務所からは、要望のあった個所につきましては現地の確認等にもお越しいただき、必要性を整理の上、検討していただける旨の回答をいただいております。

今後も、中村河川国道事務所と協議を重ね、道路、歩道整備を促進することにより、国道沿いの人家の皆さまの不安を取り除き、住民の皆さまが日常生活において安全、安心に道路を利用することができ、利

便性の向上や暮らしやすいまちづくりにつながるよう、努めてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

中村河川事務所へ書類を要請してくれたというのは、歩道の改築のことであろうと、そのようにお聞きしますが。

そこに人が生活してるわけですので、通行者もおりますので、見通しとしていつごろになりそうなものでしょうかね。

どうぞ。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の再質問にお答えを致します。

先ほど言いました歩道整備につきましてですけど、黒潮町内で現在計画している箇所もございまして、そこが終わればもう次の所に掛かっていたということにもなろうかと思っておりますので、現在のところ、先ほど言いましたその未整備区間の、例えば拳ノ川区間がいつになるかというところはまだ未定でございますので、早急にまた実施できるよう国にも働き掛けをしていきたいと考えてます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

何分、供用昭和 54、55 ごろは、あまり夢にも思わなかった大きなトラックになっておりますのでね。当時は 6 トンか、せいぜい 8 トンぐらいやったと思うんですが、トラック見ても。現在は 30 何トン、40 トン確か近いような、後ろの表示見たら、総重量。そんなような大きなものになっておまして。

片坂バイパスができたのがありがたく感謝しますが、その大きいやつはね、やはり 56 号、下を走っておるんですよ。すると設計の整備水準が違うもので、当時の私たちが予期しなかったような大きなものが通る。家の上を。だからね、その裏側ののり面。道路を支えておるのり面が軟弱なわけですね。だから一日でも早く、その歩道整備をすることによってその辺の強化が幾らかでもできはしないかという思いがありますので、全力を挙げて取り組んでもらいたいと思います。

それで、町長は国道を通っておるので分かると思うんですが、もう佐賀谷は道が悪いんですよ、大変。半径 55、R55、一番悪い。基準が悪い方の。それはまあ谷合だから仕方がないけど。

それと、上がり下がり、アップダウン。6 パーセント、7 パーセントの所がだいぶありますのでね、それへ家が近くにある。その家の上を通っておるという部分があって。

私どもは合併する前から高知国体に、この大方改良、佐賀改良、高知国体に供用しようという合言葉の下に頑張ってきたんだけど、大方の方が少し遅れまして、最近多くの方の協力をいただき供用にこぎつけましたが、やはり佐賀の方が悪いんですよ。佐賀谷が。現在の道というのは。

で、道路交通安全計画を作っていただいちゃうけど、佐賀谷全体の道路のことについてはどうも記載されていないように思う。

そこで、これからですね、佐賀から拳ノ川インターへは下りれない。自動車専用道路も下りない。その現実があります。拳ノ川の方からも、佐賀県には自動車専用道路、使えん。それは事実。じゃあ、今の 56

号、下を走るしかない。地震、津波、豪雨、日ごろの生活。買い物にしても、町長施政方針で示すように、黒潮町は西と東に買い物に分かれて走りゆう。この私、佐賀の北部に住む人間としてこちらに買い物に來てもたまらんけんどね、道路が使いにくい。ひとつも来よらんわけではないですけど、道路は使いにくい。だからそれらのことを踏まえて、このまちづくり、一層強力に取り組んでもらいたいわけですが。

56号の改良について、町長、どのようにお考えですか。佐賀谷三里。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

国道56号の整備についてのご質問でございますけれど、前段に出ました歩道の未整備区間というのが、佐賀地域で白浜から市野瀬にかけて7カ所ございます。そのうち、先ほど議員がおっしゃられた佐賀谷三里という区間に4カ所。

その歩道整備については、当然今も要望していますし、これからも強力に要望していきます。

それから国道56号のことですけれど、一方では高規格が整備されている中で、国の方も高規格一本ではないです。56号の方も併せて整備する方針ですので、これからも町も近隣の市町村と一緒に全力で国の方に働き掛けていきます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8番（矢野昭三君）

それでは、前が開けた答弁をいただきましたので次へ移ります。

5番の防災対策についてですが。

カッコ1番、佐賀漁港の排水対策工事の完了ですよ、完了の見通しを問います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは矢野昭三議員の、佐賀漁港の排水対策工事の完了見通しについてのご質問にお答え致します。

今年度から、佐賀地区の排水対策も含めた集落環境整備の全体概略設計を進めているところです。

用地等も伴う事業となり、これらの関係者同意も滞りなく進むことが条件となりますが、令和3年度には、当事業実施計画の国庫補助金の採択を受ける見込みで、他の事業メニューも含めて、事業全体が令和3年度から4年間で実施するよう計画をしています。

ご質問の排水対策工事につきましては、この4年間の中で整備するものではありませんが、令和3年度につきましては、事業計画の策定と水産庁による事業認可、その後の全体測量調査等を実施するため、当工事に着手できるのは最短で令和4年度以降となる見込みです。

喫緊の災害対策に伴う事業であり、特にスピード感を持って事業進捗（しんちよく）に努めるとともに、早期の着手に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

課長ね、私はお聞きしたのは、着手じゃなしに完了の見通しです。

もう一回。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

完了となるのは、今のところ、最短では令和4年度から実施したとしてですね、4年度末。

ただ、さまざまなこのメニュー等を含めて実施することもあります。また、いわゆる用地等の関係もございいます。それらの同意も含まった場合ですけど、最短ではやっぱり令和4年度末。

まして、ちょっとその点でなかなか同意が得られない場合には、最長になりましたら4年間ですので令和6年度末。

これが、この事業の完成の時期となろうかと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

分かりました。じゃあ期待して待ちよりますので。住民の方はだいぶ安心できると思います。

それではカッコ2番目ですが、これは県管理と町管理の河川のことでございまして、ちょっと舌足らずな通告で申し訳ないですが。

県と町管理河川の土砂、竹やぶなどが流れを阻害して災害が発生している。対策を問います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それではカッコ2の、河川土砂の対策につきましてお答えを致します。

河川の堆積土砂等の取り除きにつきましては、例年、町内の各地区から多くのご要望が挙がっている状況でございます。

県管理河川につきましては、例年、高知県幡多土木事務所に対し各地区からの要望書を提出し、堆積土砂の取り除きにつきましては、優先順位の検討後、対応をいただいているところでございます。

高知県では、令和2年度より総務省の緊急浚渫推進事業債を活用し、県内の緊急的な河川等のしゅんせつを実施しており、本町におきましては、本年度、蛸瀬川や伊与木川等10河川におきまして、事業費2億4,626万8,000円、堀削土量にしまして3万7,500立方メートルを撤去していただいております。

町河川につきましては、佐賀地域では準用河川の鈴川で、事業費にしまして126万5,000円、土量にしましては314立方メートル、大方地域につきましては準用河川大近川、ここで事業費が157万3,000円、土量の堀削が370立方メートル、高知谷川におきましては、支障木等の撤去をしております。149万6,000円、支障木の面積につきましては420平米を取り除きをしております。

河川の堆積土砂の取り除きにつきましては、今言いましたようになかなか多額の費用が必要となりますが、堆積土砂により水の流れが阻害されますと、豪雨に伴い河川水位が上昇します。すると流下能力が低下をし、水害により農地や道路および家屋等の浸水が懸念されることから、次年度以降につきましても幡

多土木事務所に堆積土砂の取り除きについて強く要望を行い、人命と財産を水害から守り、住民の皆さまの安全、安心を確保するよう、これからも全力で取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

積極的に取り組んでいただくことで感謝はしていますが。

なおですね、農作物、作付の問題があってですね、その土砂の取り除きする時期を、できればその日程的なもの。そのへんを、砂利を取る時期を見計らうて作付の時期を考えていくというようなこと、農家はされております。

で、そのへん営農上の問題がございます。イコール生活の問題でございますので、ぜひですね、土木であれば土木事務所の方と日程調整をしていただいて、農家さんの方にもお知らせしていただくことをできないかと考えておりますが。

いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の再質問にお答え致します。

河川の土砂を取り除くということは、当然、その水利の問題もありますし、一番問題なのは、河川の濁りの問題等も起こってきます。

従いまして、その農業の問題、漁業の問題がやっぱり重要です。ということは、通常、河川の土砂を取り除くには、なるべく河川の水位が低いときに結構でございます。ということは、渇水時期等になればいいんですけど、なかなかそのときだけ集中する工事にはなかなかありませんので、やはり適切な時期にやはりしゅんせつはしていけないかと考えております。

その場合、議員おっしゃられたとおり、そういう農業水利に関係する皆さま、また漁業に関係する皆さまに、事前に県と町との方でご相談をしていただいて実施をしていくように、今後も努めてまいります。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

ちょっと濁りは後から聞こうか思いつたところが、支所長が先答えてくれたので、そういう濁りも配慮していただいておりますということで、それは喜ばしいことで。

お互いが、農業も漁業もお互い生きていけないけませんので、そのへんの対策、日程調整については今後ともよろしくお願いしたい。

それからですね、農家の方に伺いますと、2 年度で河川の土砂の取り除いていただいた分は感謝しつつも、まだほかに、少し離れた所なんかにもやはり農作物を作っておる、作付はしておるという所がございますので、なお、土砂の堆積しておる分についての取り除きする場所については、もう一度そのへんの農家の関係者なり集落のその関係者、地主等と打ち合わせといいますかそういう話を、協議を一度していただきたい。取り除きをする場所、場所です。

農家の方は、もうちょっと取っていただきたい所があるんだというような話もございますので、全体的

に見て、まだ落ちておる所がありはしないか、堆積しておる所がありはしないかという意味ですよ。そこをちょっと確認していただきたいわけですが。

いかがですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の再質問にお答えを致します。

今言われましたように、堆積している河川、かなりやっば数多くあります。それで地区要望等で提出をしていただいておりますので、県土木と町と区長さん等とも現地も確認をしていただいて、ほんでその一つの地区から数カ所やっば出てきます。その中で、どこが一番優先的にするべきかということは、地元の方にもご相談もさせていただいております。

いずれにしろ、先ほどの答弁で言いましたように、この2年度から総務省のその有利な起債事業を充てて、県も町の方も取り組んでおりますので、今まで残っていた個所につきましてもある程度は消化はできるんじゃないかと考えております。

こういう気象状況ですので、大雨が降れば、またその山からの土砂とかいうものも当然ありますけど、それに対応できるように県とともに堆積土砂の撤去につきましては今後も取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

竹やぶのことがちょっと抜けておりますので。

土砂後、まあ水はけが悪い、流れが悪い。もう一つ、竹やぶがなかなか馬力がついてきておりまして、根が詰んできております。一本一本の間が。で、従来はもう伐採しよったような所が、ものすごく繁殖して川の中へ入って、入り込んで大きく成長しておる。それから、残りは農地の中にもものすごく竹が生えて、以前はその竹がなかったものだから、そこを水がどんどん流れておったのがなかなか流れない、流れにくい状況がございます。

そのへんの対策は、どのようにお考えですか。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは矢野議員の再質問にお答えします。

竹やぶの問題でございますけど、河川の中のヨセも一緒でございますけど、そういう個別、堆積土砂と併せて竹やぶの撤去もしていただきたいというような個所も数カ所、例年やっばり出てきております。

それにつきましても、現地を確認の上、竹やぶの撤去等も併せてお願いをしていくように県に働き掛けをしてまいります。

議長（小松孝年君）

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

終わりはいいような答弁をいただきましたので、もう私はこれで終わりたいと思いますが。

松本町長、当初予算初めての予算でございますので、これからのご活躍を期待してですね、黒潮町の皆

さんが、この町に住んで良かった、暮らして良かった、と言っていただけるまちづくりを願うものです。

これからの皆さまの活躍を期待しまして、これで私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、14時40分まで休憩します。

休 憩 14時 23分

再 開 14時 40分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

それでは、一般質問を行わせていただきます。

まず、最初の質問と致しまして、新型コロナウイルスワクチンの接種についてお尋ねを致します。

この件につきましては、午前中に濱村議員がご質問をされて、詳しい答弁があったところではありまけれども、通告しておりますので簡単に質問をさせていただきます。

このウイルスのワクチン接種につきましては、もうご承知のとおり、国内では2月の17、県内では19日に、医療従事者の先行接種として開始をされております。ただ、国の方におきましてもワクチンの確保ということが大きな課題になっておりまして、その中でも高齢者のワクチンの確保については、全国の各自治体に6月中に配布をするという話がございます。

そこで、このワクチンの確保ということが大きく不透明で、先がちょっと読みにくいところがあるんですけども、町としましてもこの接種に向けて準備を進めていかなければならない。この状況は変わりません。特に、医療機関の少ない本町においては、スムーズにこの接種が進んでいくだろうかという思いも持っているところでございます。

そこで、午前中の濱村議員の質問と重複を致しますけれども、簡単でよろしいですのでこのワクチン接種について、実施方法等について簡単にお答えをしていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員のご質問 1、新型コロナウイルスワクチン接種についてにお答え致します。濱村議員への答弁と重複する部分もあると思いますが、ご了承ください。

ワクチンの接種方法につきましては、現在は集団接種を中心に考えております。もちろん黒潮町内の4つの医療機関がかかりつけ医である場合は、その医療機関に予約をしてもらい、個別に接種を受けていただくことも考えております。この件につきましては、ワクチンが到着しましたら始められるよう調整してまいりますし、住民の皆さんにも周知してまいります。また集団接種につきましては、現在は医療センター、幡多医師会等への協力依頼をし、ワクチンの到着する日が確定をしましたら接種できるよう、医師会等への調整を行ってまいります。

誰でもが、どこでも、ワクチンの接種が受けられるのが理想ですが、管理が難しく、限りあるワクチンを公平に市町村に分配するには人数の把握等に大きな課題がございますので、人数分のワクチンを確実に分配できるよう、原則、住民票のある市町村での接種をするよう決められているものでございます。

やむを得ない事情で町外に居住する方につきましては、居住している市町村に申請をする必要がございます。そのときには、住民票のある市町村から接種券が届いておりますので、その接種券と併せて申請をするようになっております。接種券の送付時に新型コロナワクチン接種のお知らせのチラシを同封致しますので、そのチラシでもご確認いただけるかと思います。

いずれにしましても、ご不明な点ございましたら、役場の担当係までお問い合わせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

今朝ほどの濱村議員に対する答弁と併せて、そこをちょっと何点か今もお答えをさせていただいたんですけど、私の方がメモっておるのを再確認をさせていただきたいと思います。もし違っておったら、その訂正をお願い致します。これ、流れの、私が今回の質問に当たって思っておった部分でございますので、あまり時間をこれで、同じことで取りたくないの、お願いします。

接種としては、集団接種を基本として考えておると。で、町内の医療機関におけるかかりつけ医がおる場合には、その医療機関で接種ができると。で、接種場所は、集団接種は4カ所を検討しておって、一つとしてはふるさと総合センター、それから青少年の家、総合センター、こぶし、基本的にこの4カ所を考えてられておるということでございますね。

それから、集団接種が基本となろうと思いますので、接種場所までの遠い高齢者の方等になろうかと思えますけれども、移動の手段としてバスの移送を検討をされておるということでございますね。

それから、医療従事者あるいは介護施設の方についても、濱村議員の方にお答えがあったと思うがですけれども、入所者、職員、これについても3月4日に説明会を開催をして準備を進めておる、という内容でございますね。それで、大体基本的な所は間違いございませんですかね。

はい、分かりました。

そこで、この集団接種をするに当たって体制といいますか、医師、それからワクチンを充てんする看護師さん、接種をする看護師さん、問診票の受付等々、こういう体制を組んでいかなければならないと思います。受付等については町の職員さん等々でやられていくと思うんですけれども、この看護師さんであるとか、ドクター、医師の確保でございますよね、先ほどご答弁がありました医療センター、医師会に対する協力要請をしておると。

で、この看護師さんにつきましても数名の体制、人数の確保が必要だろうと思うんですけれども、そのあたり、医療機関と医師会とに協力要請をした今現在の協議。それから、それについての体制の確保とかいうところについて、分かる範囲で構いませんのでお答えしていただければと思います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

先ほど矢野議員言われましたとおり、市町村の状況によって接種の方法に大きな違いがございます。町の場合には医療機関が限られておりますので、集団接種を中心に今後ワクチン確保の日程が決まりましたら、作成をしております接種計画を再調整をしまして、幡多医師会や医療センターの皆さま、それから看護師協会の皆さま等にご協力をいただきながら、接種体制を整えていきたいと考えております。

先日、幡多医師会の方に協力をお願いを、スケジュール案を持っていかにさせていただきましたけれども、協力はしてくださるとの回答をいただいております。ただ、まだそのワクチンがきちんと確保できる日程が決まっておりませんので、それ次第だね、というお返事をいただいているところでございます。でも、協力はいただけるということです。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

はい、分かりました。

医療会の方も当然、協力していただけると。あとはワクチンの確保と、それに伴う日程調整だろうと思います。協力を得なければ接種はなかなか難しいだろうと思いますので、そのあたりの調整を今後、なお調整をしていただきたいというふうに思います。

先にご答弁をいただいただろうなというふうにちょっとあるんですけど、ちょっと自分が聞き漏らしておるところもあろうかと思ひますんで、再度になって申し訳ないかもしれませんが、ちょっとお聞きを致します。

住民票は町内にあるけれども、例えば、大学生さんとかいうような方が、住民票は町内に置いて県外の方へ行かれておるといふ方もおいでなのじゃなかろうかと思ひます。それから、船員さんですね。長期に漁に出て、接種の機会がなかなかずっと受けられない方もおいでと思ひます。それはまた帰ってくることもあろうかと思ひますので。

その人、方々に対する接種の周知といいますか、やり方についてはどのようにお考えになっておるか、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

矢野議員言われました、学生さん、それから船員の皆さんにつきましても、やむを得ない事情で町外におられるということになっていると思ひます。その場合には、住民票のある場所に接種券を町の方からお送りをさせていただくことになりまして、ご家族の方からご本人の方に連絡をしていただく等も考えておりますけれども、まだそのへんが詳細までお答えすることに至っておりません。

今現在、県の方に確認中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

ほんと、国の方も県の方も、当然各自治体の方も、ワクチンの確保であるとか、準備はどのように進め

ていったらいいのかと、ほんとに各部署部署で苦勞をされておると思います。そういう中でのご質問で、課長も大変苦勞をされているというふうに理解を致します。

この新型コロナワクチンにつきましては以上で、私の方からの質問は終わらせていただきますけれども。

この一年間、感染症防止の対策、それから経済支援の対策、緊急に素早い対策を求められて、町の職員さんも大変苦勞をされておるというふうに理解を致しますけれども、町民の健康、安心安全ということの確保が必要でありますので、今後とも、それなりの接種に向けて、また取り組んでいただきたいと思います。

ワクチンにつきましては、以上で質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。中山間（山間）の地域についてと。

私は自分の現実に住んでおる所が山の中でもあることもあって、山間地域であるとか中山間地域、町全体の振興は当然のごとく、その、中山間の活性化といいますか、振興も踏まえたものの捉え方を基本的に持っておるところでございます。

そういう観点から、これまでも何回かこういう関連のご質問をさせていただきましたけれども、今回、松本町長が新町長になられましたので、改めて松本町長に、この町の振興、全体の中での中山間。この中山間、山間地区、地域といいますか、その対策、取り組みといいますか、その町長の持たれておる基本的小松孝年君

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは矢野議員の、中山間地域対策についての町長の考え方についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、中山間地域の活性化に関するご質問は、昨年6月、そして12月にも、矢野議員からはいただいております。その間に首長の交代があったわけでございますけれども、当町における基本的な方針に変わりはないでございます。

黒潮町は黒潮町総合戦略に基づき、さまざまな取り組みを実践することで、人口の減少を食い止め、いつまでも住み続けられる町の実現を目指しているところでございます。この黒潮町総合戦略は、居住機能や福祉や医療などの都市機能になるべく集約して、効率的なまちづくりを目指す、いわゆるコンパクトシティを目指す考え方ではございません。中山間地域に拠点となる施設を設け、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくるといった考え方に基いたものでございまして、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどが、その代表的な取り組みでございます。私と致しましても、この考え方を引き継ぎ、中山間の維持活性化につながる取り組みを継続、発展していきたいと考えているところでございます。

中山間対策は黒潮町にとりましても大きな課題の一つでございます。高齢者が安心して住み続けられる環境の整備と併せて、若者が地域に残りたくするような施策も重要であると考えております。

黒潮町では、65歳以上のいわゆる高齢者といわれる方の人口と、そして20歳から64歳までの人口がほぼ同じとなってきておって、一人の若者が一人の高齢者を支える、いわゆる肩車社会となっております。こういったことから、高齢職種の充実はもちろんのこと、地域の未来を支える人材の育成と確保が重要だと考えております。黒潮町総合戦略の創生基本計画により、こういった課題に対し基本目標を掲げ、取り組みを推進しているところでございます。

しかしながら、こうした取り組みを推進し、より効果を挙げるためには、地域に住む皆さんのご協力が必要であり、また、地域の主体的でかつ具体的な取り組みが重要になってくるものと考えております。今後も、町と致しまして地域の実情をしっかりと把握して、皆さまの声を聞かせていただきながら、課題解決を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

私、中山間中山間と申しておりますけれども、この持つておる課題はもう町全体の課題で、その中身が先行しておるということからの、中山間を一つのキーワードにしたような発言の仕方をさせてもらっております。

今、新町長の方からお聞きをしました内容につきましては、これまでと変わらない、積極的な、具体的な取り組みが今後必要だというふうにご答弁をいただきました。それに向かって、大きな課題ではあります。なかなか一気に解決できるような課題ではないことはもう承知はしておりますけれども、ただ、そのことに向けて取り組んでいかないかなだろうなというふうに思っております。

次のカッコの2の質問に移ります。

今回、また中山間のことについて質問をするというふうにご考えたきっかけでございますけれども、質問2の所の通告に書いておりますが、県の令和3年度の予算の中の、県の中山間対策の充実、強化施策のポイントの一つに、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現というふうにございます。これには3つございまして、今お話しを言ったことが一つでございます。で、その前に中山間対策に取り組む視点として、これまでどおり集落活動センターを拠点として暮らしを支え、活性化の拠点として引き続き取り組むと。2つ目としては、これまでの10年間における集落活動センターの課題から、集落の維持、発展につなげるため、従来の支援策の見直しや対策の充実、拡大を図る。そして、先ほど言いました3つ目が、一つの施策のポイント、3年度予算。この内容につきましては従前から引き継いだものもございまして、その3つが掲げられております。

このことに対して、特にその中でも、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現。このことについて、町としてはどのように捉まえて実施をされよるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整長（西村康浩君）

それでは矢野議員のカッコ2、県の中山間対策の充実、強化施策の、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現につきましてお答えを致します。

高知県では、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域の実現に向けて、市町村や地域等と連携、協働しながら生活を守る取り組みと、産業をつくる取り組みの2本柱で取り組みを推進しており、中山間対策として、小さな拠点づくり、中山間地域の生活支援、鳥獣被害対策の推進、中山間地域の資源や特性を生かした産業づくりの支援、持続可能な公共交通ネットワークの形成、中山間地域の未来を担う人材の育成確保といった、6つの重点的な取り組みを推進することとしております。

当町では、黒潮町総合戦略におきまして、基本目標4としまして、地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくるを掲げ、中山間地域の維持活性化等につきまして、取り組みを推進しているところです。

従いまして、高知県と当町の取り組みは同じ方向であると認識しております。

地域を存続させていくためには、地域としての機能の維持や活性化を図り、人口減少を抑制していかなければなりません。これまで、住民主体で集落連携等により地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う高知県版小さな拠点づくりに当たる集落活動センターや、小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点としてあったかふれあいセンターの導入を推進し、地域主体の活動への支援に軸を置き、地域単位でのコミュニティ育成に取り組んでまいりました。

しかし、都市部に比べ地方、特に中山間地域においては人口減少と高齢化が進んでおり、これまでも増して将来を見据え、隣接する地区での連携により、地域住民が自ら地域を守り支え合う仕組みを構築する必要があります。

町と致しましては、地域を支える主体的な活動が地域住民等による自立した運営となるよう支援するとともに、地域の実情に応じた公共交通等の公共インフラ整備や、防災対策などを強化推進していく必要があります。また、若者から高齢者まで多くの住民が交流しながら知恵を出し合い、当事者意識を持ってまちづくりを進め、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があると考えております。

中山間対策は、黒潮町にとりましても大きな課題の一つでございます。高齢者が安心して住み続けられる環境の整備と併せ、地域の担い手不足の解消にもつながる移住促進の取り組みや、地域の未来を支える人材の育成、確保が重要であり、地域の未来を支える若者等が地域へ残れる施策や、U ターン等帰ってこられる施策、また、地域で活躍できる仕組みの構築に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

今、室長の方が答えてくれたこと、これにつきましてはこれまでも何度かお聞きをして、自分なりに解釈をしておるところです。その取り組みについては、黒潮町は県内でもトップランナーを走っているだろうというふうに思っております。

この先ほど申しました3つのフレーズにつきましては、県の予算措置の中でのフレーズの3つでございます。ただ、そのことについては、町としても内容は共有しながらの取り組みだというご答弁もあったわけですが。

繰り返しになって申し訳ないかもしれないけれども、高齢者の暮らしを守っていく。これは重要なことで、私ももう数カ月したら65歳の高齢者の部ですかね、そこにも入っていった将来は担っていただかないかん。ただ、若い者が住む。ここに自分が引っ掛かっておるがです。どうして、若い者が住めるようにしていくがぜよ、と。ここがひとつずうっと頭の中に残って、どんな施策を今後、簡単なことではなからうとは思いますが、これをどうやっていったらそのように住めるように、住むようになるのか、と。ここでございます。

高知県は沿岸部から山間の自治体、現下34カ町村を見渡した中での中山間対策のものでございます。それはそれぞれの自治体の実情も違いますけれども、黒潮町の中に置き換えたときに、中山間地域に若い者が住む。それは移住だけ、だけとは申しませんが、移住を中心とした対策だけで良いのかなというふうに思うところですが。

そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは再質問の方にお答え致します。

若者がどうすれば残る、住めるようになるのか、暮らせるようになるのかということでございますが。まず総合戦略の方で、中山間に限らず、黒潮町と致しまして基本目標3の方で、若い世代の結婚、妊娠、出産、子育ての希望をかなえとしまして、いろいろと支援策をつくっております。その中で、やはり子育てがしやすい環境をつくること、というのを進めていく必要があるかというふうに思います。このことが、若者が地域に残り、さらに移住していただける一つになるというふうにも考えております。

また、仕事の創出、そして所得の向上といったものも取り組んでいく必要があると思います。これにつきましても、現在、所得の向上につきましては、農業、漁業につきましても、いろいろと取り組みを推進させていただいておるところです。

また、住む環境整備というものも必要であるというふうに考えておまして、これにつきましては宅地造成でありますとかいうことも出てきておりますが、中山間ということに限りますと、なかなかまだ具体策というものがございませんが、やはり空き家の活用でございますとか、そういったことも含めまして整備する必要があるのではないかというふうに考えております。

今後、またそういったことも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

先ほども申しましたけども、私も中山間地域で、黒潮町全体が抱える課題は一緒なんですね。ただ、それが先行しておる。だから何らかの対策を講じて、また物事を考えて、方向性を定めてやっていったら、先例的なことになるだろう。そうは簡単に言っても、いろんなさまざまな若い者が住むといっても、生活条件であるとか地理的、いろんなこと、子育ての問題、全てのことがあります。それを一つ一つ解決いってもなかなか難しいだろうということも、自分も十分分かっておる。ただ、町長も先ほど言いましたコンパクトシティー化は目指してないと。だけど、これ必然的に人口が少子高齢化になってますので、もうやむを得ない。最後ばかりりって言ったら言葉悪いですけども、何だか今、ばかりするような施策といいいますか、そういうものをみんなで考えないかん。何とかせないかん。それがいろんな、山間部であつたら道路の実情であつたり、あるいは移動、それから買い物もあります。それらはひとつやってますけど、道路の整備であるとか、住宅の問題であるとか、いろんなさまざまありますので、一概に何をっていうふうにはならないんだろうかもしれないけど、やっぱここでひとつ、みんなで知恵を出し合うて何らかをしないと、本来思っていない、そうではなくてもコンパクトシティー化になるわけです、必然的に。だけど、ここでひと踏ん張り、何かをしないといかないだろうと。私が何々をしてもらいたいとか、何々と要望にはないんですけども、ほんとにそれは真剣にみんなで考えなくちゃいけないことだろうと。もうイノシシとシカのもつれになりますよという、まあ思いをするわけです。

で、そこで、今回県の予算を見ておますと、3 番目の質問の方に移っていくんですけども、県は、県下の 50 世帯未満の小規模集落へのアンケートを行う予定を、計画を立てるようでございます。そして、各市町村の 2 つないし 3 つの集落を抽出をして、二十歳以上の住民さん、約 5,500 人を想定されるようですけどもアンケートを実施して、今後の施策の方向性の参考資料にしようとするように言われており

ます。

この実施方法等について、県の方で確認をしておるところがありましたら、お答えをさせていただきたいと思えます。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（西村康浩君）

それでは矢野議員のカッコ 3、県は小規模集落へのアンケート実施を行う計画があるが、町独自として対象集落を拡大し、実施はできないか、につきましてお答えを致します。

高知県は、10 年ぶりに中山間地域の 50 世帯未満の集落を訪問し、住民から直接、課題などを聞き取る実態調査とアンケート調査を実施し、今後の施策に反映していくとのことでございます。

調査の手法や内容等の詳細はまだ調整中のようでございますが、対象地域には、県の委託を受けた調査員による聞き取り調査が行われ、アンケート調査につきましては、対象地区の中から 2、3 集落の地区を選定させていただき、20 歳以上の方を対象に行う予定とのことでございます。

2 月末時点での黒潮町の行政区における 50 世帯未満の地区は、28 地区となっております。このアンケート調査につきまして、対象を拡大できないかということでございましたが、町と致しましても、中山間地域の現状把握や住民のご意見を聞かせていただける良い機会だと捉えておりまして、今回の県の調査に併せ、町も同行するよう考えております。

また、調査の内容、そして結果によりましては、今回対象外となる地域への調査訪問など、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

50 世帯未満の集落、私が数えて 25 かなと思っておりましたけれども、28 というご答弁がありました。

50 世帯未満の集落の、町内にも 28 集落あると。県の今の集落数でいけば、ほんとに黒潮町内のごく一部の意見にしかならないと。そういうことから、今ご答弁いただいたんですけども、県の実態調査に同行もし、それからまたアンケートについても検討していただけるというご答弁でございましたですね。ぜひ、そうやっていただきたいと。

で、今、これは中山間ということではないんですけども、高齢になって自分の動きができない方々については、いろんな課題もございます。移動手段、先ほども申した買い物であり、移動手段であり、病院へ行くことであるとか、ゴミの問題であるとか。そういうことについては重複した話になりますけど、ご意見もよく出てくるだろう。だけどそれを、地域を支えるものの基盤とは何なんだというたら、やっぱり若い者だと。若い者がいないと、支えていただくの集落だけになってしまう。それは先々を、10 年、20 年先を見たらそういうふうにならざるを得ないかもしれないけれども、ぜひ、若い者も含めた意向、意見も聴収をさせていただいて、今後の町政の方向性を、また中に検討の材料として位置付けていただきたいという思いでございます。

今回、この提案をさせていただいたがは、前町長のときに中山間に入ってきて、幅広く意見も聞いていただきたいというお話もしておったところでした。そして、今回この調査が実施されるということでありますので、これはいい、その代わりと言うたらあれなんですけれども、ものにもなるなというふうと思

ったところですよ。ぜひそういう方向で検討をしていただきたいと思います。

そこで、町長にお聞きをしたいがですけれども。一つの意見として、アンケートのことも検討していたらと。それからまた、コロナ禍の中でありますけれども大変でしょうけれども、またタイミング的にとらまえて、町内の地域も、矢野昭三議員のお話でもございませんけれど、またこう出向いて、また意見を聞いてみるということも必要じゃなかろうかと思うがですけれども。

そのあたり町長、どうですかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、矢野議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

前町長が割と小さい単位で話し合い進めておった経過、引き継いでおりまして、そういうやり方の意見の集約も少しできています。もちろん、それも参考にしますけれど。

矢野議員おっしゃったように、今回、県のちょうど調査のタイミングもありまして、そして、そこいろんな話がされて、それに対する突っ込んだまた、町だとか、また町独自でも考えていきたいし。そして、おっしゃられた若い人との話し合い。私はまちづくりとか地域づくりというのはやっぱり、例えば、漁業の話だったら漁師の方と、林業の話だったら山のひと、農業やったら農家の方と話さなければ、施策はなかなか、新しい施策は特に組み立てれないというふうに思っております。

地域に入っても、やはり地域による課題については、それぞれの地域にお暮らしの方、特に若い人の意見というのは非常に大切だと思っておりますので、そういう機会は今後も町の政策を組む提案をいただくためにもですね、できるだけ多く聞く機会を持っていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

ひとつよろしく願いを致します。

時間もあんまりあれになってますので、次の質問の方に移らせていただきます。

3 番目の、土砂災害防止法の特別警戒区域の指定についてお尋ねを致します。

平成 12 年に法が制定されて、その中で土砂災害特別区域、いわゆるレッドゾーンと言われるものが、指定が書かれております。

そこで、まず初めに 1 番の、町内での土砂災害特別区域、いわゆるレッドゾーンの指定状況は、町内の中ではどこまで進んでいるのか。

また、この指定に当たって、町のかかわりはどうであるのかを、まずお尋ねを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、特別警戒区域の指定状況、町のかかわり方についてのご質問にお答えしたいと思います。

土砂災害警戒区域、イエローゾーンおよび土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンにつきましては、高知県が調査し、指定することとなっております。

今回ご質問の土砂災害特別警戒区域の指定につきましては、県による土地所有者等への区域指定に関する説明会を行い、町長へ意見聴取するということになっております。

現在、高知県では、土砂災害により被害を受ける恐れのある区域の地形、地質、土地、利用状況等についての町内での基礎調査が完了し、調査に基づいた指定を進めています。町内の土砂災害特別警戒区域の指定状況につきましては、令和2年1月に鈴地区において説明会を行っており、令和2年8月25日に14カ所の指定が完了しているところでございます。

その後、各地区において順次説明会を開催し、指定に向けた手続きを進める予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、延期となっておりますところでございます。

町としましては、土地所有者を特定するための地籍図や所有者の情報等について提供しており、説明会にも防災担当者に参加している状況でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

現在は、地区への説明して、指定をされたのは鈴地区のみでございますかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

現在では、鈴地区の14地区のみとなっております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

ありがとうございます。分かりました。

県のホームページを見てみますと、拳ノ川ですかね、何かちょっと中止になったというようなことが掲載されておりました。黒潮町は、まず鈴、現在は今後の地元説明会等の話になろうかと思いますが、この特別警戒区域の調査、指定については、全国の中でも高知県が一番遅れておるといふうに書かれてもおりました。調査指定区域の表を見ても、ほんとに高知県は今からだというふうで、ほかの隣接市町村らも説明、指定がされていきります。

その中で、2 番目の質問でございますけれども、この土砂災害特別区域に指定されると、どのような規制を受けていくようになるのか。さまざまなことが想定されるんですけど、指定をされたことに対する、町政、住民に及ぼす影響と申しますか、そのあたりについてどのようにお考えになっておるのか、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、指定による規制、町行政に与える影響のご質問にお答えしたいと思います。

土砂災害特別警戒区域に指定されますと、土砂災害防止法によりまして、特定の開発行為に対する許可制、また、居室を有する建築物につきましては、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか、

建築の確認がされる建築物の構造規制がかかるといったほか、著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者の方に対しては移転等の勧告が図られます。

土砂災害特別警戒区域の指定によりまして、建築物の所有者などに自主的な改善を促す効果はあると考えていますが、直ちに補強する必要はございません。特別警戒区域の指定は、土砂災害の危険性のある住宅等に新たに増やさないことが目的でございまして、新築や一定規模以上の増築の際に基準に適合させる必要がございます。

現在居住されている方が継続して住むことはできます。ただし、現在お住まいの土地の土砂災害リスクを知っていただき、適切な避難行動や事前の備えを行っていただくことが大切と考えております。

町としましても、区域に係る公共施設等がある場合や、避難所につきましても、土砂災害特別警戒区域に指定された個所であれば避難所としての利用をしないことや、建物への影響を軽減する対策等していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

指定を受けた。レッドゾーンの指定を受けた。

新築、増築等を、はっきり言えば当然、基本的に今の所に住まないかんがですけれども。それが、新築をする、増築をするとかいうときに、いろいろな建築確認ですかね、ものであるとかいうことが必要になってくるということでございますよね。

実際、レッドゾーン、イエローよりは危険ですよという世界でしょうから、なかなか今までの町が地域防災計画の中に位置付けておるものからすればもうひとつ、内容的にはいろんな対策も取っていかないかんといいますが、危険度が増しておるという地域になろうかと思えます。

先ほど課長からのお話がありましたけれども、これは山間部のことに限ってではなく、海岸沿いでもその裏山が30度何度の基準があるようですが、その中においたら、基本的には区域としてはめ込まれていくというお話だろうかと思います。そういうことからして、万一新築、あるいは増築したい、移転をしなさい、指示が出ますと。こういうふうになってくる。あるいは日々の、裏山の住家の裏の崖対策いいですか、防止対策も必要になったりしてくるがじゃなかろうか。また町としても、あるいは地盤工事だとか急傾斜であるとか、いろんなことは今までも取ってきておるかもしれませんが、なおかつ、それらの対策も講じていかないかんようになるように考えていかないかんがじゃなかろうかというふうに思うところです。

で、それはいろんな所、それから人家の連続しておる所からとかいう所からはめていかないかんがですけど、そこに自己負担が伴うようなケースも出てくるがじゃなかろうかなというふうに思ったりします。

そのあたり、3番目の質問として、指定区域へのされた場合、新築、増築はあれだけども話なんですけども。今後、防災対策、防止対策というものはどのように進めていかないかん、あるいは進めていこうとするのか。

そのあたり、お答えができればお願いを致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは矢野議員の、指定区域への対策支援等についてのご質問にお答えしたいと思います。

財政的な支援につきましては、県の事業により、崖くずれを防ぐための擁壁等の設置工事に対しての補助として、崖くずれ住家防災対策事業や、特別警戒区域内の危険住宅等を土砂災害に対して安全な構造とするための費用の一部を補助するものとして、住宅等土砂災害対策促進事業。また、特別警戒区域内の危険住宅の移転等を行う費用の一部を補助するものとしまして、崖地近接等危険住宅移転事業等がございます。ただ、県の補助事業を行うためには、町の要綱制定が必要なものもあるため、活用については検討が必要でございます。

また、建築物の移転等の勧告がされた場合につきましては、住宅金融支援機構による融資の支援も受けられることとなっております。

土砂災害防止法では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することとしております。

居住されている場所の土砂災害のリスクを知り、適切な避難等ができることが大切です。そのため、現在取り組みを進めています土砂災害ワークショップでの自主避難計画作成、併せて、作成済みの地区につきましては地区防災計画に組み入れ、計画の検証、修正を行っていくよう取り組みを進めていくことが重要と考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

指定を受けると。イエローでもレッドでも、自らの命は自ら守って逃げなさいよ、ということが基本だろうという答えだろうと思います。それはもう、一番基本的なスタートだろうと思います。

ただ、なかなか新築といっても今の世の中の中で大変厳しいものはあるんですけども、これはいろいろなケースがあって新築をしたいというようなことがあったときに、先ほど課長が申されました支援事業ですね、これを見ておりましても、なかなかおいそれと補助が出ますか、ああそうですか、というようなものには難しいと。金額的に自己負担も多いだろうというふうに思います。

例えば崖崩れ住宅防止事業であるならば、県が 50、市町村が 25、自己負担が 25 までというような大まかなところがあるわけですが、それらについても今後自己負担、そういうケースに遭遇したというか、しなければならぬ状況も町内の中では出てくるだろうと。そのときの費用の負担っていうのは、25 っていうのはなかなか重いものがあるかと思いますが。このあたりの負担の見直し等も今後していただけるように、あるいは財源的に国の方、あるいは県の方をお願いをしていただければというふうに思います。

今回は私もレッドゾーン、この特別警戒区域については、ほんとにさわりのところを勉強してのご質問です。これ以上私もあれなんですけれども。なお、これを指定を受けていくということについては、いろいろな制約が出てくるとことは間違いのない話であります。そのあたりを町としても、もう町としては大体今まで既に分かっていることだろうと思いますけども、今後どんな対策を講じていくか、どういう支援をしていくのか、そのあたりについてご検討をしていただきたいというふうに思います。

この質問の発端も、前回、住宅整備の話の中で大規模、今日の新聞報道にもあったんですけども、一つとしてはそういうものが大きく進んでおる。それから、小規模的になっていう質問もさせていただいて、町長もそのようなお話、取り組んでいけたというご答弁をいただいたわけです。そういう、まあ小規模でするので、海岸、沿岸部でもどこでもいいわけですが、じゃあ一定、若干の国道から少し入った所と

かいうふうなところになれば、なかなかその適地もまた制約が出てくるだろうなというふうに思ったところ
です。そういうことからして、今後、この土砂の特別警戒区域に対する支援、対策、それから避難所等
に対するものも講じていかないかんだろうと思いますんで、そのあたりの検討を、また支援策と含めてお願
いを致します。

次、まいります。4 番目の質問で、幼児の弱視のスクリーニングの検査についてでございます。

これ、私もかねて、前にこういう弱視の検査があるということをお聞きして、黒潮町もやったらいいな
というふうに思っておりました。お聞きをすると、実質やられておいでと。実施されておるというこ
とをお聞きをしております。で、そういうところでございますので、この実施についてお伺いをさせてい
だきたいと思います。

一般的に視力の検査というのがC型の、ランドルト環ですかね、これで普通視力検査はやってくるわけ
ですけども、それでは先ほど言うた弱視の発見はできないというお話を聞きました。

今、黒潮町で実施をされてですね、その受診者数、あるいは受診結果、あるいは医療機関への受診指導
といった状況がどのようになっておるのか、現状をお聞きをしたいと思います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員ご質問の4、弱視スクリーニングの実施についてのカッコ1についてお答え致します。

町では、母子保健法第12条の規定に基づき、1歳6カ月健診、および3歳児健診を実施しておりまして、
幼児の弱視スクリーニングにつきましては、両健診において問診項目および医師の診察によって異常の有
無の確認を行い、視覚異常の早期発見につなげております。

令和元年度からは、3歳児健診にスポットビジョンスクリーナーという目の屈折測定機器を導入致しま
した。これは数秒から数分程度で完了する検査となっております、対象の子どもが検査しやすいように、
検査中は子どもの興味を惹きつける音や光が発せられるものです。これにより、弱視の原因となる遠視、
近視、乱視、斜視、眼位の異常の早期発見の制度が高まりました。

視覚は発達する時期が6歳から8歳までといわれておりますので、健診時に目の異常を発見し、治療
を開始すれば、小学校入学までには視力の改善が期待されます。そのため、1歳6カ月健診および3歳児健
診の対象者全員に対して、弱視スクリーニングを行っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2 番（矢野依伸君）

これまでの健診の中で、医療機関への受診指導とかという方は、子どもさんはおいでしましたですか。

（議場から何事か発言あり）

ごめんなさい、私が急いじょって。再度、すいません。

1 番なんですけども、実施状況で何人受診を、検査を受けられて、その結果、要精密いいますか、医療
機関へ行きなさいよっていう数ですね。そのあたりが分かったら、1 番の中でお願いを致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

令和2年度の対象者、3歳児健診の対象者は57名です。57名に、スポットビジョンスクリーナーにおいて検査を実施しております。

その中で、要精密となった人数ですけれども、健診対象者のうち、その検査が必要と判断された人数は対象者が少なく個人が特定されてしまいますので、人数については控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

分かりました。

そういうところで、健診結果に基づいて指導者がいれば、それは当然指導してやられておると思います。特定されるかどうかというのはまたあれでしたけれども、そういうこともあろうかと思しますので、そこまで突っ込んではいきません。

それと2番の方にいきます。

そういう何人か分かりませんが指導を、医療機関への当然指導をしていきよるということですね。

そして、医療費と私、ここへ書いておりますけれども、乳幼児医療ですかね、そういうものを使った、なりますよね、医療機関へかかれば。

そのあたり、お願いを致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは矢野議員ご質問の4、弱視スクリーニングの実施についてのカッコ2番についてお答え致します。

医師の診察等で要精密となった場合は、健診時に保護者に要精密の紹介状を渡し、早めに医療機関を受診してもらっております。要精密の方が医療機関を受診しますと、医療機関から町に、医療機関受診結果が送付されます。このことにより、受診をしているのかどうか確認をすることができますので、未受診の方に対しても適切な治療等につながるよう、対応しております。

また、精密検査に係る費用につきましては公費負担となっております、自己負担はございません。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

ありがとうございます。

ぜひ今後も診察を継続、検査を継続をしてですね、異常のある方に対しては早期の治療ができるような体制をお願いをしたいを思います。

ちょっと急いだもので一つ抜けておるんで、ちょっとバックをしますけれども、もし構わなかったらお答えをしていただきたいと思います。

（議長とのやりとりあり）

もし構わなければ、1番のところへ1点戻りますけども、3歳児健診で受けます。で、元年からスタートをかけました。ほんで就学前まで、小学校に入学するまでの、例えば就学前健診なんかがあるわけですけど、その3歳を元年に進めて、3歳を過ぎておった子どもさんへ対する受診、検査といいますか。それは実施をしておりますか。3歳は過ぎましたけど、4歳、5歳、就学前のお子さんにスタートかけた年から言うたら先へ進んだお子さんがおいでるわけですね。で、そこのところに例えば就学前までの間のお子さんに対しての検査っていうのは、今やったらまだ2年目ですので、やっておるかどうかいかがをお聞きを。

ちょっとかまざったらお答えをお願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答え致します。

スポットビジョンスクリーナーを使うことで、より高い精度で医療につなぐ幼児を把握できると思われるかもしれませんが、これまでの健診でも要精密と判断された幼児はおりましたので、これまでの健診で一定の検査はできているというふうに考えております。

令和元年度からスポットビジョンスクリーナーを使っておりますので、それまでの幼児については機械の借り上げ、それから日程等々、調整が整いましたら拾いの検査も検討できるかと思われますけれども、現在のところはこれまでどおり3歳児健診で、検査をしていきたいと考えておりまして、拾いの検査はできておりません。

以上でございます。

2番（矢野依伸君）

申し訳ございませんでした。

ぜひとも、もし拾える機会があれば、少なくとも就学前の子どもさんに対しては何らかの健診、まあ言うたら就学時健診なんかもあろうかと思いますが、その機会を使うて、またしていただければと思います。

どうもすいませんでした。

この質問は以上で終わります。

もう時間がございませんので、最後の質問にまいります。

子どもの命を守り、生きる力を育む町民会議についてお尋ねを致します。

この件については令和元年度前後に、年において子どもを取り巻く環境というのは大変厳しいものがございました。そこで、元年6月、あるいは12月の一般質問でご質問をさせてもろうたがですけども。そのときに、子どもを地域総がかりで守り、子どもの命を守る環境をつくるものとして、町民会議を開催をするというご答弁でございました。

年明けて、令和2年の1月に第1回目の町民会議を開催をされておりますが、その会議の内容。どのような会議の内容であったのか。

また、その会議を経て、取り組まれた活動といいますか取り組みがあったら、ご答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは矢野議員の、昨年1月17日開催の町民会議の状況と成果についてお答えを致したいと思います。ご質問にお答えをする前に、ご質問の会議、これは正式には、子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町

民会議でございますけれども、その開催の背景について、改めてご説明をさせていただきたいと思います。

交通事故、生活事故、自然災害、犯罪、いじめ、虐待、これら子どもの命が失われる責任は、全て大人にあると考えます。大人自身が加害者になることは言うに及ばず、事前の安全対策や安全教育、見守り、声掛け、日ごろからの近所付き合い。それらが少しでもできていれば、失うことのなかった命がたくさんあったのだと思います。子どもの育成上の第一義的責任は家庭にありますけれども、地域の未来を支える人材の育成という点では、社会全体の責任でもあります。地域の者全員で地域の子どもの命を守り、共存意識や安全意識を高めること、そのことが子どもの安全だけではなくて、ひいては誰しもが安心して安全に暮らせる地域をつくることにつながると、そう確信を致しております。そのような点から、子どもだけではなく、安全な地域をつくるということも目的の一つとして、この会議を企画致しました。

その第1回目の会議を令和2年1月17日に、中村警察署をはじめ自衛隊高知地方協力本部、国土交通省、高知県幡多土木事務所、児童相談所、黒潮消防署、土佐くろしお鉄道、高知西南交通、四万十交通、高知銀行、高知県農協、商工会、社会福祉協議会、民生児童委員の皆さま、NPO団体や婦人会、PTAなど、町内外の各種団体から70名の方の参加を得て、ふるさと総合センターで開催を致しました。

当日は、この会議の意義等をご説明をした後に、大阪教育大学、藤田大輔教授からご講演をいただきました。藤田教授は20年前に起きた、大阪教育大学附属池田小学校で発生した、不審者侵入による児童殺傷事件の後に、その対応のため、同大学の教授と同小学校の学校長を併任され、積極的な学校安全推進に取り組まれた方で、現在、同大学の学校危機メンタルサポートセンター長をされております。

藤田教授からは、池田小学校で起きた事件の教訓から、各講師の1年児、つまり、小学校1年、中学校1年、高校1年時の安全教育が重要であること。放課後、子どもたちが疲れて帰る時間帯の犯罪が多いこと。通学路では人気がないが、人がいるのが当たり前の場所。例えば駐輪場など、というふうにおっしゃってございました。そういう場所が潜在的に危険性が高いことなどを、具体的なデータを基に、分かりやすくご教示くださいました。

特に強調されたのは、犯罪から子どもを守るだけでなく、犯罪者をつくらない、犯罪者にならない教育が必要であるということでありました。そのために、危険を教える脅かしの教育ではなく、安全はみんなでつくり、いざとなったら助けてくれる人がいる。共感してくれる人がいるという、ソーシャルサポート認知の醸成の重要性を強調されました。

これはまさに当町教育振興の基本目標である、子どもの教育に地域総がかりでかかり、ふるさと意識を育てるという理念と共通したものであると、意を強くした次第でございます。

また、同大学の学校危機メンタルサポートセンターでは、安全教育、安全管理、安全連携によって、包括的な安全管理を目標とする認証制度、セイフティープロモーションスクールの普及に取り組んでいますけれども、この会議の後、南郷小学校において、その認証に向けて取り組みを進めた結果、近々その認証を受ける予定でございます。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

詳しいご説明、ありがとうございます。

1回目の会議でございますので、そういうところからスタートしたんだろうなというふうにお聞きを致しました。

この会っていうものは、例えば年に1回、継続して続けていくのか。

また、その会議を意識の醸成だけではなくて、今、認証を受けるというなお話もありましたけれども、何かが意識を醸成することはもう当然のごとく、そして、その会の中で新たな発展、新たな取り組みということが必要じゃないかと思います。

そのあたりについて、もう手短で結構でございますのでお答えをお願いを致します。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、ただ今のご質問の2番、今後の取り組みについてお答えをさせていただきたいと思います。

この会議につきましては、大きく2つの目的を持っております。

1つは、子どもを取り巻くあらゆる事象から子どもの命を守ること。

2つ目が、当町総合戦略第3部、教育振興基本計画の戦略の柱である、子どもの成長に地域総がかりで積極的にかかわり、ふるさと貢献意識を育てるという。これらを具現化することであります。

そのための活動は、子どもの命を守るための見守り活動、子どもの生きる力を育むための育成活動となりますけれども、これらは地域や学校、各団体や組織で既に取り組まれております。従いまして、この会議では、子どもの成長に地域総がかりで積極的にかかわる社会意識の醸成啓発を中心にしていきたいと考えております。

そのような理由から、昨年10月22日に第2回目の黒潮町民会議を88名の方の参加をいただいて開催致しました。当日は、平成23年に埼玉県内の小学生が、体育の授業中に倒れた際、教職員が心肺蘇生法およびAEDを装着せず、救急搬送された後に亡くなるという事件をきっかけに、体育活動時における事故対応テキスト、アスカモデルを作成をした、亡くなられた児童のご遺族と、当時の市教育長を講師にお招きをして、日常における重大事故の未然防止に関してご講演をお願いしたところです。

今回の講演事例は、日常生活の中で誰にでも起きる事故であり、目の前に誰かが突然倒れた現場にいつ遭遇するか分からない場合の対応方法を示したものであり、全ての人がその知識と技能を持ち得ていれば、助かる命がたくさんあるということを示したものでありました。

このように、地域の未来である子どもたちの安全、命、生きる力を地域全体で育むことが、つまりは子どもだけではなく、地域全体の安全、安心なまちづくりにつながると考えております。

今後の会議の開催も、1回目、2回目同様、子どもたちの命を守ることをテーマに置きながら、基本的には年に1回皆さま方に集まっていたいただいて、私たち大人の行動変異を起こす内容について、皆さまと協議をしてまいりたいと考えております。

議長（小松孝年君）

矢野依伸君。

2番（矢野依伸君）

1点だけお聞きします。

この10月に開催をした、88名の出席者があったというお話ですけども、この88名の出席者の構成、まあ言うたら、先ほど第1回目のときにこういう方々についていうところ、団体に呼び掛けて第1回目を開催したという中での88名の出席ですか。

（畦地教育長から「はい」との発言あり）

はい。

もう長くなりましたので、また今度改めてお伺いしたいと思います。

で、何でこの質問をしたかという観点でございます。

改めて、1年もたったから、コロナ禍の中であるので2回目の会ってというのがはどうかになって思ったこと。そして、改めて昨年12月の質問に対する答弁をもう一回確認をしたところでございました。

その中で何を自分が感じたかというたら、意識を醸成する。これは私も望んだことであって、また、町もあるけんそれはすごく合致するんです。ただ、この会が1回、2回、3回と続いていったときに、今始まりだろうなとは思いましたが、どういう広がり方をするのか。いろんな取り組みしよる、しよらんとは絶対申しません。しよると。いい会議を開催をしたと思います。ただ、やってますじゃ、僕はいけないと。先々は。何か、この88名、前回1回目と2回目、このグループの皆さん方が募って、そこから何か、広がっていかないかん。今は2回目ですので、いいだろうと思います。そこを僕はひとつ、すごく思っております。

私も、今、執行部の皆さんがここへつけられてるバッジ、これは広報で見せていただきました。まあ、初めの端見たときには何のバッジだろうと思いました。そういうバッジのことに関しても、今回、もうご答弁も要りませんけども、広がり。町民に広がっていく。ここを今後十分重要視してやっていただけたらということが、私の切なる思いでございます。

ご答弁したいかもしれませんが、以上をもちまして、全ての質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、矢野依伸君の一般質問を終わります。

次の質問者、浅野修一君。

5 番（浅野修一君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速始めたいと思います。

今朝ほど、議長の方も申されたように、コロナの関係でできるだけ短縮というふうな方針もあろうかと思っています。執行部の方にも、端的ないうか明確な答弁の方をよろしくお願いします。

それでは、今回、私が質問事項としましては2問、構えらしてもらっております。

まず最初に、南海トラフ地震対策についてでございます。

これ、以前から自分も南海トラフ地震対策については幾度も、それこそ新町長であります松本町長がまだ情報防災課長の折からも、ずっと質問をしてきたことでございます。

質問に入ります。

令和3年2月13日、宮城県で震度6強の地震がございました。その2日後の2月15日には、和歌山県北部を震源とする地震が相次ぎ、最大で震度4の揺れを観測しました。決して恐怖心をあおるものではないのですが、来年には南海トラフ地震の発生率がどうも80パーセントに上がるのではないかともしられておるようです。町としての計画の見直し、再検討が必要ではないかと思っています。町の見解を聞きたいと思っています。

それこそこの南海トラフ大地震、地震津波がすごい懸念されておるわけですが、昨日は皆さんもご存じのとおり3月11日、あのほんとびっくりした東日本大震災の発生が10年前ありまして、早やいいですか、もういいですか、10年を迎えたわけですが。この場をお借りして、お亡くなりになられた方、それと、今も自宅に帰ることなく仮設住宅などでお住まいの全ての皆さまに、お見舞いと哀悼の意を表したいと思います。

それで私は昨日、実は自宅の方におりましてね、そんな震災のテレビの方を拝見しておったわけなんで

すけど、そのテレビの中で、テレビつけるとですね、地震、津波の映像ばかりながですね。ものすごい見たくないといひますか、もう見ておれんというふうな映像が流れておりました。

その中で、地震の翌日に産まれられたという男の方、子どもさん、この方がお母さんとご一緒に出ておられました。現在、早やいひますか小学生3年生になったといふことでご覧させていただきましたが、無事に生まれて本当良かったと。よくここまで育ってくださったといふふうな、本当に嬉しい思いで拝見したことでございました。

その後、14時46分、10年前の震災のあった時間に、テレビでも同時に行っておりましたが黙とうの方をさせていただきますが、これは、このことは本当、当町にとっても人ごとではありません。わが事として、皆で共有していかなばならんことと思っております。

それでは、質問に入ります。

カッコの1と致しまして、建物の耐震化、倒壊の危険性のあるブロック塀への対応、避難タワーや避難路設置など、町はこれまで最大限の対策は取ってきたと思うが、これまで以上の対策が必要ではないでしょうか。

見直しや、また新たな計画はないかについて問ひます。

ご答弁願ひます。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは浅野議員の、地震対策の見直しや新たな計画についてのご質問にお答弁したいと思います。

南海トラフ地震対策につきましては、避難空間である避難路、避難場所の整備や、避難困難区域の解消のための津波避難タワーの建設など、ハード事業を中心に行ってまいりました。また、これに併せまして、ブロック塀の除去事業や耐震改修事業なども同時に進めてきているところでございます。

避難空間の整備がおおむね完了したことから、逃げれば助かる状態にはなったと思ひているところでございます。

今後は、より確実に避難ができるように、これまで同様、家屋の耐震化や倒壊の恐れのあるブロック塀の除却を推進するとともに、家具固定事業の補助拡充などを予定しております。

これまで南海トラフ地震対策に関しましては、黒潮町南海地震・津波防災計画の基本的な考え方により推進してまいりました。現在は第4次となっています。ただ、第4次の考え方は平成28年に策定されたものでございまして、状況の変化等が反映されていない部分もございします。現状に則したものとなるよう、第5次の考え方へ改訂を進めているところでございします。

平成元年度より、高知県が避難路の液状化対策検討委員会におきまして、液状化対策について検討を行っております。本年度末には、液状化対策の考え方が取りまとめられる予定となっております。

また、本年度から市町村が発災後、速やかにまちづくりに着手するための事前準備を支援する高知県事前復興まちづくり計画策定指針の策定について、検討会による議論が始まったところだす。

この県が策定する来年度以降、考え方、指針を参考にしまして、黒潮町でも液状化対策や事前復興まちづくり計画等の検討を進めていく予定としております。

以上でございします。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

今の、液状化であったり事前の対策であったりをお聞きしましたが。

この事前の部分、これの内容的なものを少し教えてもらっていいですか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

事前復興計画というものは、発災した後に、そのときに対応するのであると発災後の復旧、復興に対して遅れが出てくると。そうしたことを事前に想定して、その後のまちづくりを考えた上で計画していくという取り組みでございます。

これに関しましては、それを策定するに向けて、高知県を中心として今年度から検討委員会を持って、その内容について検討していくということになっています。その中で、今後どのように進めていくのかといったところをその検討会の中で話しながら、その内容を持って、それぞれのまた市町村がその事前復興計画について考えていくという仕組みになっておりますので、今後、その県の検討会の動向を見ながら、町としても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

もう少し、すいません。

これ、34 市町村、全県下的な計画ながでしょうか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

再質問にお答え致します。

沿岸市町村を中心として、その沿岸市町村が、例えば、今後のまちづくりを考えたときに元あった所を中心として考えるのか、また、高台に移転をする方がいいのかといったところを事前に考えておくといったところで検討しているところで、町長もその委員の中に入っておりますので、黒潮町の意見も述べながらその検討会を進めていかれるものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

ありがとうございます。

自分もそういった点では、前々から思っておりました来る前の構えといいますか、そういったものが一番だと思います。

県外視察なんかで行っても、以前にも申し上げましたが、とにかく高台へ移ることだと。命を守るにはもうそれしかないというふうなことも、他県に出向いた折に研修先でそういったことを強くお聞きして

おります。

ぜひですね、そこで当町も、皆さんご存じのように34.4メートルというとても津波被害の想定を受けたわけですので、県の中でもほかを引っ張っていくというか、そういったような位置的なことも必要かと思ひますんで、ぜひそういった前向きな立場で、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、この防災に関してはそれこそ令和3年度、新年度ですね。予算においても防災費として5億3,000万を超えるような予算ですか、そういったことも組んでいただいております。先ほど課長も言っておりましたが、耐震の診断であるとか設計であるとか改修であるとか、そういった補助金も当然、次年度も組んできてもらっております。また、今も言っていたいたブロック塀の補助金なんかも、当然その中にも入っております。

その他さまざま、ほんと事前の対応的な部分にも予算を組んでもらっていますんで、ほんと今回の予算、ありがたいというか町民の方も安心をできるんじゃないかと思ひます。

ただですね、その予算をつけたのはいいんですが、何から先に取り掛かるのかとか。例えば、どこの地区からこの予算は入るのかとか、そのへんどこからなのかっていうふうなことで。また、順序っていうかそういうものがあるかと思ひます。早く対応しないといけないような危険な空家であるとか倉庫であるとか、危険な建築物ですね。そういったところを早く処理しておかないと間に合わないというふうなこともあろうかと思ひますが。

そういった順序の取り決めというか、そういったものは持ち合わせてませんか。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

浅野議員の再質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃっていただいた部分に関しては、補助事業が中心になってくると思ひます。

その補助事業に関しましては、どうしても個人の方の財産とかそういったことに対しての補助ということになるので、それに関して町として計画を立てて、ここを優先的にやっていくということにはなっていない。

ただ、ブロック塀とかそういったものに関しては、重点的な避難道路になるような個所とかもあると思ひますので、そうした所に関しては地区とも話をしながらどのように進めていくかということは考えていかななくてはなりませんけども、ただ、先ほど言いましたように個人の資産ということもありまして、なかなか個人の方が手を挙げないとそこに取り組めないというところが現状でございます。

そうしたところを含めまして、また今後、町としてもやれるべきことはやっていくといった姿勢で進めていきたいと思ひます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

今課長が言った、その重点的な避難路とかそういったところは、これ最重要課題として早く手をつけていかんといかんと思ひます。

そうしておかんとですね、地震来ました、揺れました、避難路に指定した道が埋まってしまいました、そこへ倒れてきまして埋まってしまいました。逃げ遅れた方がおられました、残念です、では済まない話

やと思います。

そういった各地区にも、ここはちょっと危ないよという所を把握されたところも何か所かあると思います。建物にしても、ブロック塀にしても。やっぱり、そういったところを順序付けることも大事であり、その地権者さんであるとか所有者の方、そういった方にも強くっていうか。まあ先ほど言ったように、個人の所有物ですので強くは言えないないかもしれません。ただ、根気よくといいますか話し合い、説得なりそういったことも大事になってくると思います。そうしておかないとですね、まあばったりというふうなこと、往々にしてあると思いますよ。

多分、課長の方でここは危ないというふうな所は重点地区というか重点物件というか、押さえておると思います。そこをとにかく早くすることが、この34.4を突き付けられた折に黒潮町として犠牲者ゼロをうたっておるわけですから、そこはぜひ力を入れて。これまで、相手のことも思いながら当然やらんといかんがですけど、相手の方に寄り添い、そして納得していただき説得し、いい方向へ早く向けていただきたい。そうすることが犠牲者ゼロへのほんと早道であり、それがいいことにはゼロなんて考えられないと思いますんで、その点、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大きなお金も使ってるわけですからね、せっかく予算で組んでますんで有効にいうか、早くできるところは早く。難しいかもしれませんが、ぜひ課長。そして町長も先頭に立ってですね、その点お願ひしたいと思います。

それから、その消費者の方からも安心する部分はあろうかと思います。特に空き家なんかの場合には、住んでないのに補助以上に解体費用が要るからできないとか、そんな話もいっぱいあると思うがですよ。

でも、その解体っていう意味では、中土佐町で、どうしても重要な避難路の、しかも角にある。そういった老朽化した空き家があつてですね、ここはこの地区では絶対に解体、取り壊しをしなくては駄目だということになった所があったそうです。そこはもう当然、地区からの要望も強いものがあつたと思います。補助の枠を超えたけれども、町費の方でそれはもう行ったというふうなことも聞きました。ご存じかどうか分かりますけど、そういった話はお聞きしましたんで。

町としても、そういった、お金よう出さんからよう壊しませんという、そこで話を終わらすことはないと思います。その地区の方、多くの方のことを思えば、そこで町費でやるというふうな方向性も持つべきではないかと思いますので、ぜひその点はよろしく、県等と実施の方をお願ひしたいと思います。

カッコ1の方は、じゃあこれで終わりたいと思います。

続きまして、カッコ2の方に移りたいと思います。

実は今朝の高知新聞さんのを見まして、ありゃということではびっくりしたのですが。高台移転の件で、入野地区のこの向こうですね。谷間の方を高規格の残土で埋め立てて、そちらの方へ高台移転用地を、というふうな記事が載ってましたんで、ほんと、何か今日やることを知ってたんだろうかみたいな感じでびっくりしたのですが。そういった計画もあるようです。

カッコ2と致しまして、12月議会で町長は、高台移転等についての見解で、小規模と大規模なもの、これを考えているとのことでした。

小規模として中山間地の活用が有効と考えるが、どうか。

また、大規模なものはどのようなものを考えているか。これは今言った、その谷間を埋めるというか、そういった計画が主かと思いますが。

ご答弁の方をお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは浅野議員の、私の12月議会での答弁に関する事で、安全な住宅地の形成で小規模住宅と大規模住宅の考え方を行いましたけれど、議員からは、通告書では小規模住宅としての中山間地の活用が有効と考えるかどうかということと、もう一つは、大規模住宅とはどういうものなのかというご質問が出ておりますので、通告書に基づきお答えしたいと思います。

12月議会では、私の公約の一つであります安全な住宅地の形成についての考え方を述べさせていただきましたが、その大部分につきましては、黒潮町南海トラフ地震・津波防災計画の基本的な考え方に基づいているのでございます。

その中でも、中山間地へ安全な住宅地を求める構想が示されていますが、議員がおっしゃられるように小規模住宅地の開発が津波の浸水しない中山間地で実現できれば、中山間地域の活性化にもつながり、まさしく一石二鳥の施策となり得るのではないかとおもいます。

しかしながら、一方では、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、そして土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン以外の適地でなければならないという条件があります。さらに、中山間地の宅地の需要調査や費用対効果の慎重な検討も必要で、現段階では、具体的な計画に至っておりません。

それから、大規模住宅地というのは、完成まで約10年程ぐらいかかるような大規模住宅地をイメージしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5番（浅野修一君）

ありがとうございます。

自分、大変申し訳ないがですが、中山間地の土砂災害の分、勉強不足な部分がありまして、レッドゾーンであるとかそういった知識を持ち合わせておりませんでした。軽はずみに提案したつもりはございませんが。

ただ、場所によれば可能な土地っていますか宅地、これもあろうかと思えますんで、そういう意味においては高台の住宅地造成とか、莫大（ばくだい）なお金がかかるようなことにはならん場所も、土地もあろうかと思えますんで、ぜひそういった土地の掘り起こしいいますか、それが大事なことやないかと思えます。

小規模であれば、先ほどの矢野依伸議員の一般質問にもあったがですけど、可能な部分は少なくなるかもしれませんが幾らかはあろうかと思えますんで。そういった考えも捨てることなく、ぜひ今後も検討していただけたらと思います。

大規模な移転ということでは、ここの裏の谷間というふうなことで進むことだろうとは思いますが、ただ、旧大方地区のみではないと思います。佐賀地区においても高台への要望というものは、もう以前から根強い要望の方があると思います。やはりどちらも均等にするべきだと思いますので、佐賀地区についてもぜひ検討していただけたらと思います。無理のないところでっていうか、ひょっといまままで思い付いてないところでもあるかもしれませんので、再度検討の方をしていただけたらと思います。

再度になりますけど、やっぱり犠牲者ゼロでみんなで頑張りたいと思いますんでよろしく願いして、1番の南海トラフ地震対策については終わりたいと思います。

続きまして、2 番の新型コロナワクチン接種についてでございます。

ほんと、課長には申し訳ございません。まだ国の方も右往左往といひますか、決まり切っていないところを一般質問の方。しかも、今日でもう早や3 人目ということで、ほんと申し訳なく思うわけですが。

ただ、町民の方も心配しておられる事柄でありますので、自分なりの観点から質問の方をしたいと思ひます。

早速いひます。

県は、県内の5 保健所にワクチン接種推進室を特設した。当町としても対策が必要と考える。

推進室の設置等、今後の対策について問う。

カッコ1 と致しまして、他の自治体の中には、ワクチン接種に特化した推進室的なものを開設した所があると聞く。当町の対応はどうか。

伺ひます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは浅野議員ご質問の2、新型コロナワクチン接種についてのカッコ1 についてお答え致します。

町は、令和3 年3 月1 日に、厚生労働省から高齢者向けの新型コロナウイルス感染症に係る予防接種のためのワクチンの出荷についての通知が出たことを機に要綱を制定し、ワクチンの接種体制を整える準備をしております。

今現在は、ワクチン接種に係る事前準備を担当課で行っている状態ですが、町全体で取り組むべきこととして捉え、動ける準備を整えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

課長すひません、私の質問の方に推進室っていうことで聞いてますけど。

そういった室は、現在ござひませんか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

町としましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置する要綱を整えておりまして、総括者は副町長、副統括者に健康福祉課長、ほか構成員は、総務課長、情報防災課長、企画調整室長、産業推進室長、地域住民課長、保健衛生係長、保健センター係長としております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

分かりました。

推進室としては設置してないと。町全体としてワンチームで行うというふうなことで、よろしいですね。

はい、分かりました。

ただ、今朝ほどの質問にもありましたけど、健康福祉課の方に分からないことは相談すれば、その答弁というか返答はしていただけるわけですね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

再質問にお答えします。

担当しております健康福祉課、それから地域住民課の保健センターの方でもお答えは可能でございますので、お問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

分かりました。

その折にも、丁寧な説明もぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、ほいたらカッコ 1 を終わらましてカッコ 2 の、1 回目のワクチン接種の完了時期はいつごろを考えているか。また、2 回目はどうか。

これも酷な質問で申し訳ないですが、分かる範囲でお願いできればと思います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは浅野議員ご質問の 2、新型コロナワクチン接種についてのカッコ 2 についてお答え致します。

ワクチン接種につきましては、なるべく早期に済ませたいと考えておりますが、ワクチンが予定どおり送付されるのかが大きくかかわってまいります。

現在のところ、1 回目の接種を済ませれば 21 日以降速やかに 2 回目を接種することとなっておりますので、1 回目と 2 回目セットで実施をしていきたいと考えております。

従いまして、高齢者のワクチン接種を 8 月中に、一般の方のワクチン接種を今年いっぱいまでには終了させたいとは考えておりますが、まだまだ流動的な予定となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

いかんせん相手のおることですんで、ワクチンが来なければ始まらない話であったり、数量がそろわなければ多くの方には接種の方も可能ではない、というふうなことなので。

ただ、それまでも体制いいですかシミュレーションいうか、皆さんで滞りなくというか、そういったことが大事になってこようかと思えます。

いろんな、初めてのことでですのでほんと分からないことばかりで大変だと思いますけどね、ぜひ、できるだけスムーズに。しかも、その町民の方が嫌な思いというか、気苦労とかしないような格好でぜひお願い

いでしたらと思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、カッコ2の方を終わります。

では、続いてカッコ3、アナフィラキシーへの対策は必須と考える。当町はどのようなものとなっているか。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは浅野議員ご質問の2、新型コロナワクチン接種についてのカッコ3についてお答え致します。

接種する方に、アナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が表れた際に、応急治療をするための薬液等について、医師と協議の上準備を進めております。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合は、発症者の速やかな治療や搬送ができるように、あらかじめ会場スタッフに役割確認するとともに、搬送体制の確保のため、集団接種の日にちを医療機関や消防署へ事前に周知する予定としております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

万全の体制でお願いしたいと思いますが。

ちょっと教えていただきたいのですが。

現状での、アナフィラキシーであるとか副反応の心配についての、国とか県からのそういった情報ですよ。それ、あればお聞きできますか。国、県から、対処法であったりとかそういった部分ですが、分かりますか。分かれば。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

再質問にお答えします。

国や県のそのアナフィラキシーへの対処法ということですが、その集団接種の場所には医師がおりますので、医師の判断で応急処置が行われ救急搬送されることになろうかと思われます。

ほかの職員につきましては、その医師の指示に従って動くことになろうかと思われます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

大変愚問でございまして、申し訳なかったですけど。

ただ、このアナフィラキシーというの、アレルギーの方とか、ほんとそういった体の方はやっぱり心配だと思いますのでね、ぜひそういった方への対策いかに対応はしっかり、ぜひお願いしたいと思います。

でも、聞くとこによると、アナフィラキシーで早期の処置、対応をすればそんな重篤にもならないというか、そういったふうな話もお聞きますので、見守りいうかそういった部分が大事になってきょうかと

思いますので、ぜひその点もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、カッコ3を終わります。

続きまして、最後ですがカッコ4、国の接種順位では、基礎疾患のある方が少し後順位であるかと思ひます。当町はどうか。

お伺ひします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは浅野議員ご質問の2、新型コロナワクチン接種についてのカッコ4についてお答え致します。

町におきましても、国が示しているとおりの接種順位となります。

ただし、高齢者の中には基礎疾患を持たれた方はおられますので、そういった方は高齢者と同じ順序になります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

言葉ちょっと悪いかわからんですけど、元気な高齢者の方と、基礎疾患を持っておられる方。この順位を見たときに、僕は素人で医師免許も持っていないと素人でわからんですが。

基礎疾患の方の方がコロナにかかれば重篤化するのが目に見えてるんじゃないかなっていうふうには思いますが。そういった対応の方、どうでしょうね。

町内でも基礎疾患を持たれた方は少ないとは思いますがですけどね、そのへん何か、自分の中でその基礎疾患の方がちょっと後になってコロナにかかって重篤化はしないかなっていうふうな、ちょっと疑問視がするわけですが。

その点はどうでしょうね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

ワクチン接種につきましては、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において実施することとなっております。

厚生労働省から、令和3年2月16日付で、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きの改訂版が通知されており、市町村はその手引きに基づきワクチン接種に係る事務を進めておりますので、全国が統一したものとなっております。

限りあるワクチンを希望する方全員に速やかに接種できるよう、それぞれの市町村の状況に合わせて準備を進めておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

まあ、理解したいところですけど、何か自分はその点が、引っ掛かる点はあるがですけど。

とにかく、コロナでどうかというふうな方が出ないことを当然、自分も望んでおります。

それで、いろんな今体制というか整えておられる最中かと思いますが、各会場が4会場あってそこで集団接種するわけですが、医師会の方とか医療センターとかの協力を得るというふうなことで先ほどお聞きしましたけど、あれでしょうかね、マンパワー的に不足というふうなことにはならんがですか。

というのが、接種の後、椅子で座って30分とか待っていただくみたいな基本があると思います。今、短くて15分でも構わないよ、みたいなお話もあろうかとは思いますが。その看護師さんのその見守りというふうなことも、絶対必要になってくると思うがですよ。そういった意味で十分な看護師さん、お手伝い、見守りの方が大丈夫なのかと心配するのですが。

その点は大丈夫ですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

濱村議員、それから矢野議員の答弁と重複致しますけれども、医師会、幡多医師会、それから医療センター、それから看護師協会の方に協力依頼をしております。

そのため、その接種会場で必要な医師、それから看護師については、派遣をお願いしたいと考えております。

協力いただけるというお返事はいただいておりますので、今後も協力依頼をしてみたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

すいません、具体的に、一つの開場に何名派遣していただけるっていうふうな話はあるのでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今のところ、その接種についての、これだけの人数が必要という計画は立てております。

けれども、そのワクチンの到着次第、確保次第ということがございまして、それだけの人数がその場に必要なのかというところがございます。

従いまして、そのワクチンに合わせた形が必要になろうかと思われまして、また医師会の方の意見等もお伺いをしながら、再度その調整等も進めていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

浅野君。

5 番（浅野修一君）

今、少なくなってます。0になれば延長、すいません、構いませんか。

（議長から「延長しますか。6分以内」との発言あり）

はい。そんなにかかりません。

医師会とか医療センターとすれば、十分な数の看護師さんを準備しておると思うのですが、これ、先が見えんことばかりで申し訳ないのですが。

もしも、いっぱい来て人が足らんよみたいな場面は、想定しなくていいでしょうかね。というのが、マンパワー不足でしっかりとしたケアができないようであるとちょっと困るなと思って。

そういう意味では、町内にも看護師のOGの方とか、結構おられると思うがですよ。そういった方の手配も、もしものときというか保険をかけて、そういったことも自分は必要なんじゃないかと思うところもあるがですよ。

例えば、区長さんであるとか民生委員の方であるとか、そういった方に聞けば、元看護師の方とかそういったことで広がりを持って、ああ、あそこにも看護師の方。今はもう病院の方に行っていないけど看護師の方おられるとか、そういった情報収集の方も必要ではないかなとも思うがですよ。こればかりは、余るほど先方から来ていただくことあるかもしれんので要らん心配かもしれんですけど、割と病院のないというか医師のいない町なんで、そのへんも含めてですね。

答弁はもうよろしいですが、そのへんも含めて医師会、医療センター、密に連絡を取り合って確認しながら、もしも足りないというふうなときなんかがあれば、そういった自分が今言ったような区長さんの力を借りるとか、民生委員さんの力を借るとか、そういったことでぜひこの難局をほんとうご苦労ですけどみんなでも乗り越えて、それこそあたふたせん町でおりたいと思いますのでよろしく願いしまして、私の質問の方を終わります。

ありがとうございました。

(議長から「答弁は要らないですか」との発言あり)

答弁いいです、はい。結構です。

議長 (小松孝年君)

これで、浅野修一君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 16時 50分